

第2部

平成12年度に講じた男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策

第1章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

我が国における女性の政策・方針決定過程への女性の参画は、近年進みつつあるものの、その状況は、国際的にみて十分とはいえない。このため、まず、国が率先垂範して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について、取組を進めている。そして、地方公共団体、企業、各種機関・団体等に対しても、広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援している。

1 国の審議会等委員への女性の参画の促進

男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基盤を成すものである。この観点から、政府は、昭和52年以来、国の審議会等委員における女性の登用の促進につき、目標を定めて取組を進めてきた。

これまで、平成8年5月の男女共同参画推進本部決定による「平成12年（西暦2000年）度末までのできるだけ早い時期に20%を達成する」という当面の目標に向けて取組を進めてきたが、12年3月31日時点の調査において、女性委員の割合が20.4%となり、期限より1年早く目標を達成した実績を踏まえ、男女共同参画推進本部は、12年8月15日、「平成17年（西暦2005年）度末までのできるだけ早い時期に、ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である「30%」を達成するよう鋭意努めるものとする」という新たな目標を決定した。

平成12年9月末日現在、国の審議会等委員に占める女性の割合は20.9%である。

また、日本学術会議においては、平成12年6月に定めた「女性会員比率を今後10年間で10%まで高める」という目標に向け、女性科学者の登用に努めており、12年10月末現在の女性会員数の割合は3.3%となっている。

2 女性国家公務員の採用・登用等の促進

女性国家公務員の採用・登用等の促進については、各省庁の人事管理の基本方針である「平成12年度における人事管理運営方針」（平成12年3月22日総務庁長官決定）において、「男女共同参画社会の趣旨にのっとり、女性国家公務員の採用・登用について、その促進を図る」旨定めたところである。

平成12年8月の人事院給与勧告時の報告では、「公務における女性の採用・登用の現状は、採用割合及び在職割合は長期的には増加傾向にあるものの、管理職に占める女性の割合

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

等を見ると、女性の能力を活用しているとは言い難い状況にあり、女性の採用・登用の拡大に向けて、積極的・計画的に取り組む必要がある。」とされているところである。

人事院においては、

- ① 女性の採用の拡大について、意欲ある優秀な受験者が増加するよう、平成12年度の採用試験に向けて、「女性公務員による女子学生のための霞が関セミナー」など女子学生を対象とした特別の募集活動の実施及び各府省に対する採用試験合格者からの女性の積極的な採用の要請
- ② 13年度の採用試験に向けて、女子学生を対象とした特別の募集活動の実施地域、実施回数等の拡充を図るなどの積極的な募集活動の展開
- ③ 女性の登用の拡大について、各府省に対し、幅広い職務経験の付与、研修参加等を通じ女性職員の計画的育成の推進の要請

などの取組が行われた。

さらに、女性の採用・登用の拡大に向けた施策を各府省が計画的に着実に推進するための指針の策定に向けて、幅広く検討が進められているところである。この指針については、「男女共同参画基本計画」（平成12年12月12日閣議決定）において、「各府省において、同指針を踏まえ、女性の採用・登用等の促進に向けた施策に関する計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進する」こととしている。

また、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）において、各省庁が「男女共同参画社会の推進に向け、環境整備に取り組むとともに、女性の登用の促進を図る」とともに、「その推進状況についてフォローアップを行う」旨定めたことを受け、12年12月、総務庁人事局において、「各省庁における人事運用の弾力化の推進状況に関する調査」の一環として、各省庁における女性職員の登用の取組や事例について調査し、公表したところである。

第2節 地方公共団体等における取組の支援，協力要請

1 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

内閣府（総理府）では、都道府県、政令指定都市を対象に「女性の政策決定参画状況調べ」を実施し、その結果等を踏まえて、審議会等あらゆる分野への女性の参画に向けた地方公共団体の自主的取組を促している。

2 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等

「女性の政策決定参画状況調べ」（平成12年8月）によると、地方公務員管理職（本庁の課

長相当職以上)に占める女性の比率は、都道府県(合計)で4.2%、政令指定都市(合計)で4.9%である。

女性地方公務員の採用・登用等については、平成11年4月に取りまとめられた地方公務員制度調査報告において、地方公共団体の人事管理等において取り組むべき事項が示されたところである。

また、「男女共同参画基本計画」において、国が行う具体的施策として、女性地方公務員の採用・登用等に関する要請や地方公共団体への情報提供等が盛り込まれたところである。

総務省(自治省)においては、これらの提言等を踏まえ、地方公共団体に対して、地方公務員法(昭和25年法律261号)の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っているところである。

警察においては、従来から、女性警察官の積極的採用・登用を推進するために、女性警察官の職域の拡大及び女性警察官の働きやすい職場環境の整備に努めている。平成12年4月1日現在、全国の都道府県警察には、約8,500人の女性警察官がおり、交通の取締り、少年補導等の分野のみならず、犯罪捜査、警衛・警護等の幅広い分野で活躍している。

消防においては、女性消防吏員及び女性消防団員の採用とその能力活用並びに女性消防吏員及び女性消防団員の働きやすい環境の整備を積極的に推進している。平成12年4月1日現在の女性消防吏員は1,403名(うち252名は交替制勤務に従事)であり、警防、予防、救急、通信指令等の活動を幅広く行っている。また、12年4月1日現在の女性消防団員数は10,176名であり、災害時の活動を始め、火災予防活動、応急手当の普及指導等、地域の住民と密接に関係する活動を幅広く行っている。

第3節 企業，教育・研究機関，その他各種機関・団体等の取組の支援

教育・研究機関の取組については、平成11年6月の学術審議会答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」を受けて、女性の研究者等の積極的な採用を行っている。

文部科学省(文部省)では、大学における女性の教員の採用の意義にかんがみ、各大学において男女共同参画の視点に立った教員採用が行われるよう、各種会議等の機会を通じて関係者に対し配慮を促した。

第4節 調査の実施及び情報・資料の収集，提供

1 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施

内閣府(総理府)では、関係府省等の協力を得て、毎年、政治・行政・司法等の各分野に

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

における女性の参画状況について「女性の政策決定参画状況調べ」として取りまとめ、公表している。

2 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

(1) 女性の人材に関する情報のデータベースの構築及びネットワーク化の検討

ア 女性人材データベースの運用

内閣府（総理府）では、国の審議会等委員への女性の登用促進を主な目的として、女性人材データベースシステムを構築し、運用している。

イ 国立女性教育会館（国立婦人教育会館）女性教育情報センター

国立女性教育会館（国立婦人教育会館）女性教育情報センターでは、女性に関する各種の文献情報等の収集・整備・提供を行うとともに、インターネットのホームページ上で公開している各種データベースを女性の人材情報として利用できるように、平成12年度においてもデータの蓄積を推進した（アドレス<http://www.nwec.go.jp>）。

(2) 女性リーダーの養成

文部科学省（文部省）では、都道府県・指定都市が実施する「広域学習サービスのための体制整備事業」に対して助成を行い、事業の修了者が学習活動の成果をいかし、地域の指導者として活躍することが可能となるよう支援を行った。

3 政策・方針決定過程の透明性の確保

情報公開法制については、平成13年4月からの行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の円滑、的確な施行に向け準備を進めた。政策評価制度については、府省における政策評価の実施の指針となる「政策評価に関する標準的ガイドライン」を13年1月に決定し、これに沿って全政府的に政策評価制度の導入を図った。

いわゆるパブリック・コメント手続については、政策の立案や、審議会等の調査審議などの過程において、その活用が図られているところである。

また、総務省（自治省）では、国民一人一人が政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう、常時啓発及び衆議院議員総選挙における臨時啓発に努めた。

第2章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革

社会制度や慣行は，それぞれの目的や経過を持って生まれてきたものではあるが，男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合，男女の置かれている立場の違いなどを反映して，結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

このため，男女共同参画社会基本法では，男女共同参画社会の形成についての基本理念として「社会制度・慣行における配慮」を掲げている。

少子・高齢化の進展，国内経済活動の成熟化等我が国社会の急速な変化に対応するため，様々な社会制度，慣行の見直しが行われる中で，男女共同参画の視点に立ってその見直しを行うことが求められている。

第1節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施

男女共同参画社会の形成という視点に立った場合，社会制度・慣行は，男女の置かれている立場の違い等を反映して，結果的に男女に中立的に機能しない場合がある。これまで，我が国の社会制度等について，男女共同参画社会の形成という視点から調査が十分行われてきたとはいえ，政府の施策が，男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（以下「男女共同参画影響調査」という。）に関し，効果的な手法を確立し，的確な調査を実施する必要がある。

総理府では，有識者による「男女共同参画影響調査研究会」を平成11年度から引き続き開催し，13年1月以降，内閣府に新たに設置された男女共同参画会議において行うとされた，我が国における男女共同参画に係る影響調査を移行後に速やかに行うことができるよう，手法等についての検討を行った。その結果を12年12月，研究会報告書として公表するとともに，同研究会が実施した海外調査の報告書も併せて公表した。

(2) 家族に関する法制の整備

選択的夫婦別氏制度の導入や，再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正についての平成8年2月の法制審議会答申（「民法の一部を改正する法律案要綱」）について，ホームページへの掲載等を通じ広く国民に公開し，国民が議論をする上で参考となると思われる情報を国民に提供している。

(3) 個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討

ア 税制における検討

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

男女共同参画社会を目指し、女性の社会進出を更に促進しようという議論が行われている。この点に関連して、税制の面においても、配偶者に係る控除について、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、就業に対する税の中立性の観点から、その性格、在り方の見直しが必要ではないかとの意見が高まってきている。

もともと、配偶者控除、配偶者特別控除は、所得がないあるいは所得が少ない配偶者を有する者に対してその税負担能力の減殺をしん酌する必要があるといった考え方にに基づき設けられているものである。また、配偶者特別控除は、配偶者控除が適用されなくなることによる税引後手取額の変化を緩和するため、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる消失控除の仕組みを採っている。この仕組みにより、パートをめぐる手取りの逆転現象の問題は少なくとも税制上は解消されている。

配偶者に係る控除の問題については様々な考え方があり、人的控除の基本的な在り方にかかわる問題として検討していくのが適当であり、政府の税制調査会においても基本問題小委員会が設置され、配偶者控除等の各種控除を含む課税ベースの在り方や課税方式、税率構造の在り方などについて検討が行われ、平成12年7月に「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（中期答申）を内閣総理大臣に答申した。その中には、「女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力（担税力）の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、そのあり方について検討を加える必要がある」とされている。

イ 年金における検討

平成12年7月から、女性と年金の在り方について指摘されている問題について、民事法制、税制、他の社会保障制度等との関連や諸外国の動向、社会実態など幅広く研究しながら検討を行うため、各分野の専門家から成る検討会（「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」）を厚生大臣の下に開催している。

第2節 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

男女共同参画を実現するに当たっての大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い間時間をかけて形作られた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このため、国民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根付かせるための広報・啓発活動を積極的に展開している。

1 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の目的や基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成12年12月26日、男女共同参画推進本部は、同法の公布・施行日（11年6月

23日)を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することとする決定を行った。

全国の人権擁護機関(法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、283支局、14,178名の人権擁護委員(平成12年度))では、男女共同参画に関する認識を深めるため、「人権教育のための国連10年」国内行動計画における取組や「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的な啓発・広報活動を展開している。

厚生労働省(労働省)では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)の内容に沿った雇用管理が確実に実現されるよう、厚生労働省(労働省)では、事業主、労働者等に対し、説明会等あらゆる機会を活用して均等法の周知徹底を図っている。

第15回男女雇用機会均等月間(6月)においては、テーマを「21世紀へそれぞれの挑戦—均等法を活かし女性がその能力を十分発揮できる職場づくりを—」と定め、均等法に沿った雇用管理の具体的な実現、男女労働者間に事実上生じている格差を解消し、女性がその能力を十分発揮できるようにするための企業の積極的取組(ポジティブ・アクション)の促進等を図るための活動を全国的に展開した。

2 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

男女共同参画推進本部と内閣府(総理府)との共催で、男女共同参画社会の形成をテーマに、毎年、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催しているほか、平成6年度から男女共同参画宣言都市奨励事業、12年度から男女共同参画フォーラムを実施し、地方公共団体との連携の下に幅広い対象への働きかけを行っている。

また、有識者、女性団体、経済団体等広範な各種団体の代表から成る男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)の活動を通じ、広く各界・各層との情報・意見交換を行うことにより、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進している(詳細は第12章第3節参照)。

第3節 法識字の強化及び相談の充実

法務省の人権擁護機関においては、従来から全国の法務局・地方法務局に設置されている常設人権相談所に加え、平成12年7月からは女性の各種人権問題に対応するための専用相談電話「女性の人権ホットライン」を開設するなど、男女共同参画社会の実現のため積極的に取り組んでいる。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置するとともに、その内容を充実させるよう努めている。

文部科学省(文部省)では、学校教育や社会教育において、女性の人権に関して、正しい

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策
知識の普及が図られるよう努めている。

第4節 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

1 統計調査等の充実

総務省（総務庁）では、統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計調査の実施についての審査・調整等の際にジェンダーに配慮している。

国立女性教育会館（国立婦人教育会館）では、女性及び家族に関する統計データベースの更新を行い、インターネットのホームページ（<http://www.nwec.go.jp>）上に公開している。

厚生労働省（労働省）では、働く女性に関する動きを取りまとめ「働く女性の実情」として毎年公表している。また、「女性と仕事の未来館」のホームページ（<http://www.miraikan.go.jp>）において、働く女性に関する統計・調査・研究についての最新情報を公開し提供を行っている。

2 無償労働の数量的把握の推進

総務省（総務庁）では、「アンペイドワーク統計研究会」を開催し、無償労働（アンペイドワーク）に関する統計に関し、国際動向を踏まえつつ、その概念・定義や把握方法等について検討を行った。

第3章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって、この分野は極めて重要な意味を持っている。

雇用等の分野において女性が男性と均等な機会を享受し、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現し、安心して働き生活できるよう、施策を積極的に展開している。

第1節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1 男女雇用機会均等法の履行確保

(1) 均等取扱いのための行政指導等の実施

都道府県労働局は、計画的に企業を訪問し、雇用管理の実態把握に努めるとともに、均等法違反に対しては是正指導を実施し、企業における実質的な男女均等取扱いの確保を図っている。

また、都道府県労働局では、採用、配置、昇進等における男女労働者間の格差が大きい企業に対しては、女性の採用拡大、職域拡大及び管理職への登用等について、積極的な取組（ポジティブ・アクション）を行うよう促している。

(2) セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策については、都道府県労働局において、均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）の周知を図るとともに、計画的な事業場訪問の機会や女性労働者からの相談があった場合において、事業主のセクシュアル・ハラスメント防止対策の実施状況を把握し、法に沿った防止対策が講じられるよう指導を行っている。

また、防止対策の取組に遅れのみられる中小企業に対しては、防止実践講習等により情報提供を行い、適切な防止対策が講じられるよう指導している。

(3) コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

平成12年6月に労働省が策定した「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」に基づいて、都道府県労働局では、コース等で区分した雇用管理を導入している企業を対象に、制度の内容及び運用実態を把握し、留意事項に沿った雇用管理となるよう指導を実施している。

(4) 個別紛争の解決援助

厳しい雇用情勢の中で、配置、昇進、解雇等における男女差別的取扱いに関する女性労働者からの相談は増加しており、女性労働者と事業主との間の均等取扱いに関する個別紛争については都道府県労働局長の助言、指導等及び機会均等調停委員会の調停により迅速な解決を図っている。

また、これらの制度が十分に活用されるよう、厚生労働省（労働省）では、個別紛争の解決の援助についての都道府県労働局や機会均等調停委員会の役割や機能について、女性労働者を始めとする労使関係者に対して、積極的に周知を図っている。

(5) 女子学生の就職問題に関する施策の推進

女子学生の就職状況は男子学生と比べ厳しい状況にあり、また、採用選考等において女子学生が男子学生に比べ不利に取り扱われる事例もみられる。

このため、都道府県労働局では、女子学生からの相談に応じるとともに、企業に対して募集・採用について均等法に沿った取扱いが行われるよう、法の周知徹底及び法違反の是正指導を行っている。

(6) 女子船員の待遇の確保対策

均等法及び同法に基づく指針について、周知を図るとともに、その適切な運用に向けた的確な指導等を行うことによって、女子船員がその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備するよう努めている。

また、均等法に係る紛争解決の援助を図るため、船員地方労働委員会に女子船員機会均等調停委員会を設置している。

2 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

(1) 国民的気運の醸成

厚生労働省（労働省）では、女性労働者の能力発揮を促進し、その活用に積極的に取り組んでいる企業又はその成果が上がっている企業に対し、その取組を讃えるとともに、これを広く国民に周知し女性労働者の活用と能力発揮に資するため、ポジティブ・アクションを推進している均等推進企業に対し、厚生労働大臣表彰及び都道府県労働局長表彰を実施している。

(2) 企業のポジティブ・アクション取組の推進

都道府県労働局では、機会均等推進責任者を通じて各事業所にポジティブ・アクションの重要性と手法などについて理解させ、取組を促すとともに、トップセミナー、業種別使用者会議等の実施により、ポジティブ・アクションを行う企業に対し情報提供を行っている。

3 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討

いわゆる間接差別については、どのようなケースが差別となるかについて、合意形成のための十分な議論が必要であり、諸外国の施策や判例の動向、事例の収集に努めている。

第2節 母性健康管理対策の推進

(1) 労働基準法上の母性保護

厚生労働省（労働省）では、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた母性保護規定（産前・産後休業，妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等）が遵守されるよう，事業主に対し，監督，指導等を行っている。

(2) 男女雇用機会均等法上の母性健康管理

厚生労働省（労働省）では，均等法に基づいて母性健康管理対策を推進している。

ア 均等法，省令及び指針の周知徹底

均等法により事業主の義務とされている妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置について周知徹底を図っている。

また，事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるようにするため，医師等の指導事項を事業主に明確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用の促進を図っている。

イ 母性健康管理指導医による指導等

母性健康管理対策の推進に当たり，都道府県労働局に母性健康管理指導医を配置し，女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他母性保護に関し，事業主等への集団指導等を行っている。

ウ 事業所内における母性健康管理体制整備の促進等

事業所内の産業医等産業保健スタッフへの研修を実施するとともに，小規模事業所向けの母性健康管理相談事業を実施している。

(3) 女子船員に対する保護

船員法（昭和22年法律第100号）に「女子船員」の章を設け，妊産婦等について就業制限等を規定し，女子船員の母性保護を図っている。

また，均等法に基づく「妊娠中及び出産後の女子船員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成10年運輸省告示第23号）において事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の母性健康管理上の措置を定め，女子船員の母性保護について事業主が適切な措置を図るよう努めている。

第3節 女性の能力発揮促進のための援助

1 在職中の女性に対する能力開発等の支援

各人の個性をいかしつつ社会経済情勢の変化への的確な対応を図るため、以下の職業能力開発施策等を積極的に推進している。

(1) 情報提供、相談、研修等の拡充

厚生労働省（労働省）では、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図っている。

また、「女性と仕事の未来館」において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等を行い、働く女性の支援事業を総合的に実施した。

(2) 公共職業訓練等の推進

国、都道府県等が設置・運営している公共職業能力開発施設において、求職者、在職者、学卒者等に対する職業訓練を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、生涯能力開発給付金の活用等のほか、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣などを行っている。さらに、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

(3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

厚生労働省（労働省）では、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、教育訓練の修了後、負担した費用の8割に相当する額を30万円を上限として支給する教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行っている。

(4) 女性の能力の発揮の支援のための調査研究

経済産業省（通商産業省）では、今後、少子高齢化の進展に伴い、労働力の供給が減少することが見込まれているため、女性・高齢者の労働市場への参入を促進しその能力発揮を支援する方策を検討すべく、平成12年度に、多様化する雇用形態の実態について調査研究を行った。

2 再就職に向けた支援

ア 再就職希望者に対する支援

育児、介護等により退職した者で、将来的に再就職を希望する者を登録し、希望したときに円滑な再就職ができるよう、登録者に対して、両立支援情報、業界情報、各種職業セミ

ナー開催の情報等の定期的提供，再就職準備セミナー，交流会の開催，個別相談・指導及び希望する指定教育訓練のコースに対して割引券を発行する援助を実施している。

イ 両立支援ハローワークにおける再就職支援

就業の意欲と能力がありながら育児・介護・家事の負担のためにすぐには就業できない者等に対し，育児・介護・家事と職業の両立を支援することを目的として，全国12か所に両立支援ハローワークを設置している。

ウ 再雇用制度の普及促進

再雇用制度とは，育児又は介護等を理由として退職した者であって，その退職の際に，就業が可能となったときに事業主に再び雇用されることを希望する旨の申し出をしていたものについて，当該事業主が労働者の募集又は採用に当たって特別の配慮をする措置であり，経験・技能を持つ労働者の確保につながる効果的な制度である。このため，好事例集等企业向け資料を活用することにより，制度の普及促進を図っている。

第4節 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

1 パートタイム労働対策の総合的な推進

(1) パートタイム労働法及び指針の周知・徹底等

ア パートタイム労働法及び指針の周知徹底

パートタイム労働者は増加傾向にあり，我が国の経済社会において重要な役割を果たしている。

パートタイム労働を魅力ある良好な就業形態とするため，厚生労働省（労働省）では，11月1日～10日の「パートタイム労働旬間」を中心に，短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。）及び同法に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（平成5年労働省告示第118号。以下「指針」という。）に基づき指導等を行うとともに，個別の相談についても的確に対応している。

イ パートタイム労働者と通常の労働者との均衡考慮に係る労使の取組への支援

通常の労働者との均衡を考慮したパートタイム労働者の処遇や労働条件の確保のため，「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」の内容について，事業主，事業主団体，労働組合等へ情報提供を行い，労使の取組を支援している。

ウ 短時間雇用管理者の選任等の促進

短時間雇用管理者の選任の促進に努めるとともに，選任された短時間雇用管理者等を対象に講習会を開催し，パートタイム労働法及び指針の内容の理解の向上を図っている。

エ 短時間労働援助センター

(ア) パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する助成金の支給

a 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金

雇用するパートタイム労働者に一定の雇用管理面での改善を図る等他の事業主の模範となる取組を行う中小企業事業主に助成金を支給している。

b 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金

パートタイム労働者の雇用管理改善等のための活動に取り組む事業主団体に助成金を支給している。

(イ) 雇用管理アドバイザーによる情報提供、相談援助の実施

パートタイム労働希望者にガイダンス、事業主その他の関係者に雇用管理改善セミナー、短時間雇用管理者等に能力向上研修等を行って、労使等に対し、関係法令・制度等必要な情報、雇用管理の好事例や技術的な事項等、パートタイム労働者の雇用管理の改善のための情報等を提供するとともに、労使等からの電話や来所などでの個別相談に応じている。

(ウ) パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業の実施

事業主による自主点検及び優良事業所表彰を行うなどにより、事業主による自主的な雇用管理の改善等を促している。

(エ) パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議の開催

企業の取組の好事例の紹介、情報交換等を行うことにより、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境整備を行っている。

(2) パートタイム労働者の雇用の安定

パートタイム雇用に関して、効率的かつ円滑な需給調整を図るため、パートタイム労働者の職業紹介、事業主に対する雇用管理指導等パートタイム雇用に関する総合的な職業紹介サービスを提供する「パートバンク」(平成12年度末現在、95か所)の設置及びその小規模版の「パートサテライト」(12年度末現在、115か所)の設置を推進している。

(3) パートタイム労働者に対する能力開発

公共職業能力開発施設においては、パートタイム等の短時間の就労を希望する者に対し必要となる基礎的な能力を身に付けさせるための短時間の職業訓練を実施している。

2 労働者派遣事業に係る対策の推進

厚生労働省(労働省)では、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に基づき、労働者派遣事業の適正な運営を確保し、派遣労働者の就業条件を整備するため、派遣元事業主等に対する集団指導、個別指導の計画的実施、違法事業主に対する取締りの徹底によ

り、労働者派遣法の適正な運用に努めている。また、派遣労働者等の苦情や相談に対し迅速かつ適切に対処するため、公共職業安定所に専門の苦情相談窓口を設置している。さらに、派遣元事業主に雇用されながら派遣先の事業主の指揮命令を受けて就業するという複雑な就業形態に置かれている派遣労働者の適正な就業を確保し、福祉の増進を図るため、パンフレット、リーフレットの作成等による労働者派遣事業制度の周知、都道府県の労使の代表からなる労働者派遣事業適正運営協力員の設置、派遣元責任者講習、派遣元事業主に対する雇用管理研修、派遣先責任者研修、労働者派遣事業アドバイザーの関係団体への設置等各種の施策を講じている。

労働者派遣法は常時雇用の派遣労働者への代替防止のため労働者派遣の受入期間を厳格に1年間に制限するとともに、労働者保護措置として、派遣労働者の社会・労働保険の加入促進、個人情報保護を図るとともに、派遣先における事前面接、中途解除、セクシュアル・ハラスメント、母性健康管理等に関するルールを整備している。さらに、違法事案に係る申告制度を創設するとともに、公共職業安定所による派遣労働者等に関する相談・援助の規定を設けている。

なお、法の適切かつ有効な実施を図るため、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置をそれぞれ指針において定めている。特に、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）においては、労働者派遣法第26条第7項の規定に基づき、性別を特定する行為等派遣労働者を特定することを目的とする行為を禁止するとともに、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）においては、当該行為に対する協力の禁止が定められている。

3 女性起業家等に対する支援

女性の視点をいかした起業を積極的に促進し、我が国経済活力の維持・向上を図るとの観点から、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫において女性起業家への低利貸付制度（女性起業家支援資金）を実施している。

また、平成12年1月から中小企業金融公庫において担保徴求免除特例を導入している。さらに、13年度末までは、担保徴求免除を受ける場合であっても、リスク分の上乗せ金利を支払うことなく、借入れを行うことができることとしている。

厚生労働省（労働省）では、「女性と仕事の未来館」において、起業支援セミナー、起業家支援コンサルティング及び起業家交流会の開催等女性起業家のために支援事業を実施している。

4 在宅勤務，SOHO等，新しい就業形態等に係る施策の推進

情報通信技術の進歩やインターネット等情報化の進展により，場所にとらわれない働き方が可能となっている。テレワーク・SOHO（情報通信を活用し自宅やサテライトオフィス等で仕事を行う遠隔勤務形態）は，通勤負担の軽減や場所にとらわれないフレキシブルな働き方を可能にし，育児・介護と仕事の両立，高齢者等の雇用機会の拡大，地域活性化，地球環境の保護等にも貢献するものである。

(1) テレワーク・SOHOの普及促進

ア テレワーク・SOHOの普及促進

総務省（郵政省）では，平成9年10月末から郵政事業職員を対象に，横浜市と立川市に設置したテレワークセンター及び在宅勤務によるテレワークを国家公務員として初めて試行実施している。また，官民におけるテレワーク導入の気運を高める啓発，周知活動の一環として，9年度から「テレワークDAY」を設定し，12年度も6月に「テレワークDAYシンポジウム」を実施した。

イ テレワークセンター施設整備事業の実施

総務省（郵政省）では，地域活性化，雇用機会拡大等を目的に，平成6年度から国の財政的支援措置として，「テレワークセンター施設整備事業」を実施している。

ウ 税制措置・融資制度による支援

サテライトオフィスの電気通信設備に係る固定資産税の免税措置を平成10年度から引き続き実施するとともに，12年度からはテレワーク・SOHOの支援施設の整備に対し，日本政策投資銀行等による融資制度を実施した。

エ SOHO等支援情報通信システムの開発

総務省（郵政省）では，SOHOや在宅テレワーカーのサポートに資する高度な情報通信システムを構築・展開していくための研究開発を放送・通信機構を通じて実施した。

オ SOHOディレクトリの開発

総務省（郵政省）では，平成12年度より，情報通信ネットワークを活用したSOHOディレクトリ（電子電話帳）をインターネット上で構築・公開し，アウトソーシングを行う企業が閲覧検索できるシステムを開発している。

カ SOHO事業者活動支援

経済産業省（通商産業省）では，平成12年度，SOHO事業者と発注者側の仲介機能（エージェント機能）を強化するため，インターネット上の受発注を円滑化するためのビジネスマッチングシステムを開発した。

(2) 在宅勤務等の普及促進

厚生労働省（労働省）では、在宅勤務等テレワークの適正な労務管理の下での普及を図るため、引き続きシンポジウムの開催等の普及啓発事業を行っているほか、「テレワーク相談体験センター」において、体験・相談等を実施している。

(3) 在宅就業対策の推進

厚生労働省（労働省）では、在宅就業の中でも従属性の強い在宅ワークについて、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の施策及び周知・啓発、在宅ワークハンドブックの作成やホームページの公開などによる在宅ワーカー等に対する情報提供、相談への対応等による支援を行っている。

(4) 家内労働者の労働条件の改善

厚生労働省（労働省）では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次のような施策を推進し、委託者、家内労働者等に対し、家内労働法（昭和45年法律第60号）の周知徹底を図っている。

ア 家内労働手帳の普及

家内労働手帳は、委託条件を明確にするために、委託者に対し、家内労働手帳の家内労働者への交付の徹底を図り、その普及に努めている。

イ 工賃支払の確保

工賃の支払が確保されるよう委託者に対する監督指導を行っている。

ウ 最低工賃の決定

工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣（労働大臣）又は都道府県労働局長が最低工賃を決定し、改正した工賃の周知を図っている。なお、最低工賃は平成12年10月末現在176件決定されている。

エ 安全衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者等の仕事による災害を防止するため、委託者、家内労働者等に対して、必要な遵守事項等について周知徹底を図っている。また、粉じん作業等一定の作業に従事する家内労働者等について特殊健康診断を実施し、職業性疾病の発生の早期発見及びその実態の把握に努めている。

オ 労災保険特別加入の促進

一定の危険有害業務に従事する家内労働者等に対し、労災保険特別加入制度の周知と加入の促進を図っている。

カ いわゆる「インチキ内職」の被害防止

高額な講習料を取られ、あるいは高額な機械を買わされながら、期待した収入が得られないといったいわゆる「インチキ内職」については、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう注意喚起を図っている。

第4章 農山漁村における男女共同参画の確立

女性は農業就業人口の約6割を占めるなど、農林水産業の重要な担い手であるとともに、農山漁村における生活の運営や地域社会の維持・活性化に大きく貢献しており、女性の参画に対する期待は大きい。女性が自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男性と共に経営及びこれに関連する活動に参画していくことのできる社会の形成が重要である。

このため、男女共同参画社会基本法、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及びそれぞれの基本計画に基づき、女性の社会参画及び経営参画を促進するため、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な対策の推進に努めている。

第1節 あらゆる場における意識と行動の変革

経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営を育成するため、都道府県、市町村の各段階で新たな推進体制を整備し、農村における女性の農業経営及びこれに関連する活動への参画を推進するとともに、農村女性が持てる力を十分に発揮できる条件整備を進めるため、女性農業者の参画の促進に係る中期的なビジョン・目標、年度活動等の策定を推進している。

農山漁村の女性の地位向上に向け、社会的な気運を醸成・高揚するため、昭和62年度から毎年3月10日を「農山漁村女性の日」として定め、農林水産業関係の女性団体が連携して全国段階の記念行事を開催するとともに、各都道府県においても記念行事を開催している。

平成12年度の全国段階の記念行事では、農山漁村の女性等が約1,200人参加し、女性と男性があらゆる分野で対等なパートナーとして積極的に参画できる農林水産業、農山漁村にするためのシンポジウムが開催された。また、林業における女性のグループ活動を促進するための地域での研修会等を実施したほか、全国林業研究グループ連絡協議会の女性会議が中心となって、女性グループ活動の活性化、女性リーダーの資質向上等を促進した。さらに、女性漁業者のグループを育成し、その活動を促進するための青年・女性漁業者交流大会・グループリーダー研究集会が開催された。

第2節 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、都道府県、農林水産関係団体等と連携して、女性の積極的な参画を促進してきたところである。このような取組の成果として、女性の社会参画は着実に進んできたところである（平成4年度には全国で103人だった女性の農業委員は、11年度に977人に増加した。）。また、全国農業協同組合中央会（JA全

中)では、12年10月に開催された全国大会において具体的な参画目標を決議した。これを受けて、32の都道府県中央会でJAへの女性参画の基本方針が策定されたところであり、このほか、地域のリーダーとして活躍し、優れた技術等を有する農業者・漁業者に対して都道府県知事が認定する農業士、漁業士等に女性が認定される事例も増えており、引き続きこれらの女性の社会参画促進のための支援を行うとともに、女性の能力の開発、向上を進めていくこととしている(指導農業士・青年農業士として認定された女性:2年度234人,11年度437人)。

第3節 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

女性農業経営者の能力向上のための経営管理研修等の開催や家族農業経営における経済的地位の向上及び役割の明確化を促進している。

また、農業改良普及事業、林業普及指導事業、水産業改良普及事業等により生産技術や経営管理技術の普及指導が行われている。このほか、農業改良普及事業においては、女性の能力開発と農業経営への参画、農業関連起業活動を支援するため、地域のリーダーとなる女性農業者の農業技術・経営管理、マーケティング等の能力向上を促進している。さらに、女性の視点をいかした特用林産物の生産・流通やグリーンツーリズム等を促進している。女性の過重な労働負担の軽減を目指した農林水産業に関する労働の改善、営農計画と生活設計との調和の取れた農家経営の確立、農産物利活用の促進等生産と関連する生活課題や地域的な生活課題に対する取組を行うとともに、水産業改良普及事業と連携して、漁業に従事する女性に対して地域漁獲物の加工に関する講習や、営漁簿記帳による経営管理指導等を実施している。また、女性農業者に対する農業機械の安全研修の強化、女性にとっての操作性にも配慮した農業機械の開発等を行っている。

農業改良資金において、女性が行う農産加工等の活動を一層支援するため、貸付対象に関する要件を緩和した。また、家族農業経営で経済的地位及びその役割を明確化し、部門経営を新たに開始する際に、女性農業者への必要な資金の貸付けを実施した。水産物加工等を行う女性グループについては、沿岸漁業改善資金のうち婦人・高齢者活動資金が貸し付けられている。

第4節 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農山漁村においては、若年層の減少、高齢化の進展等の中で、若い世代の定住の促進が大きな課題となっている。このため、若い世代とりわけ女性が農山漁村に定着・定住し生き生きと夢のある生活を営むための環境づくりが必要である。

このため、農山漁村の地域特性をいかしつつ、社会・生活習慣の改善も含めて地域社会へ

の男女共同参画を促し、魅力ある生活環境を整備するとともに、女性による農産物の加工や地域漁獲物の加工等の活動を支援するため、育児用スペース等を備えた施設の整備を行っている。

また、女性の林業活動等への参画及び林業女性グループによる地域活動、生産活動への参画を促進し、全国学習会の開催、地域活動等の情報を提供している。このほか、漁村女性の作業改善や漁獲物の高付加価値化等に関する知識・能力の向上を図るため、漁村女性活動支援事業を実施している。

このような取組の結果、女性による農業関連起業活動は年々増加し、平成12年2月現在6,218事例が報告されており、農業経営に主体的に参画する女性農業者による団体や、男女共同参画社会の実現及び農林漁業の振興を目的とする女性グループ等が自主的に活動を展開している。

第5節 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営を育成するための都道府県、市町村各段階で新たな推進体制を整備し、高齢者対策の円滑な実施等を内容とする中期的なビジョン・目標、年度活動計画等の策定を推進している。

また、高齢者に対する生活支援を行うため、農業協同組合、漁業協同組合等の女性・青年組織等が、一声運動、安否確認、給食サービス、公共施設への送迎等のボランティア活動に取り組んでいる。また、農村部の高齢化の進展に対応するため、農業協同組合のホームヘルパー等人材養成を含め高齢者介護活動の強化のための支援を行った（平成11年度末、1～3級ホームヘルパー数79,934人）。このほか、食品の製造、流通、消費、外食等の各段階において、高齢者にとって買い物、調理、外食がしやすい食生活環境づくりの推進を行っている。

また、農山漁村の特質をいかして、高齢者が能力と意欲に応じて生涯現役を目指して活動し、安心して暮らすことができる地域社会を形成するため、地域における高齢者ビジョンに基づく活動計画づくり、高齢者の活動の場づくりを進めるとともに、施設のバリアフリー化などのハード面、高齢者への助け合い活動等のソフト面から高齢者の生活の快適化に配慮した生活環境の整備を行っている。また、地域の森林・林業を担ってきた高齢者の技術伝承活動等を促進している。

農山漁村における高齢期の女性の生活が安定し、生き生きと農林水産業に関する活動が行えるよう、環境の整備の充実を図るとともに、各種社会保障制度について一層の普及を推進している。

第5章 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要である。

また、地域社会が変容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されている。

このため、保育・介護サービスの充実、育児や介護を行う労働者の就業条件の整備、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活を両立することができる基盤を整備している。

第1節 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

近年の少子化の進行や女性の社会進出等に対応するため、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（平成6年12月文部・厚生・労働・建設4大臣合意）及びその施策の具体化の一環としての「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（6年12月大蔵・厚生・自治3大臣合意）が策定され、その推進が図られてきた。

さらに、平成11年12月には、「少子化対策推進関係閣僚会議」において「少子化対策推進基本方針」が策定された。この基本方針は、

- 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
- 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための地域の環境づくり
- 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備

など6つの項目にわたる施策について、今後政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として策定されたものである。

また、この基本方針を受け、働き方、保育サービス、相談支援体制、母子保健、教育、住宅等について具体的な実施計画を定めた「重点的に推進すべき少子化の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（平成11年12月大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）が策定され、これらに基づき総合的な少子化対策の推進が図られているところである。

(1) 保育サービスの整備等

仕事と家事・育児の両立や子育ての負担感を緩和・除去していくためには、保育、母子保健、働き方、住宅、教育などの各分野にわたる少子化対策を総合的に推進することが重要である。このため、新エンゼルプランに基づき、保育サービス等の充実を図っている。

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

保育関係では、

- 需要の多い低年齢児（0～2歳）の保育所受入枠の拡大
- 延長保育，休日保育，乳幼児健康支援一時預かりなど多様な保育サービスの整備
- 放課後児童クラブの整備

専業主婦を含めた地域の子育て支援関係では、

- 一時保育，地域子育て支援センターなど子育て支援体制の整備

などについて平成16年度までの目標値を定め、目標達成に向けた取組を推進している。12年度予算においても、新エンゼルプランの目標達成に向けた保育対策，子育て支援等の推進に必要な予算額を確保している（表2-5-1）。

第2-5-1表 新エンゼルプランの推進

（関係部分抜粋）

	（平成11年度）		（16年度目標）	（12年度予算）
低年齢児受入れの拡大 （需要の多い0～2歳の受入枠の拡大）	58万人	→	68万人	59.8万人
延長保育の推進 （通常の11時間を超える保育）	7,000か所	→	10,000か所	8,000か所
休日保育の推進 （休日や祝日の保育）	100か所	→	300か所	100か所
一時保育の推進 （緊急時や短時間の保育）	1,500か所	→	3,000か所	1,800か所
地域子育て支援センターの整備 （育児相談，育児サークル支援等実施）	1,500か所	→	3,000か所	1,800か所
乳幼児健康支援一時預かりの推進 （病気回復期にある乳幼児の保育）	450か所	→	500市町村	200市町村
放課後児童健全育成事業 （昼間保護者がいない小学校低学年児童の放課後対策）	9,000か所	→	11,500か所	9,500か所

総務省（郵政省）では、簡易生命保険事業において、子育て世代の加入者が、加入者福祉施設をより一層利用しやすくなるように、施設内に幼児を安全に預かることができる託児施設を設置し、加入者サービスの向上を図っている。平成12年度は「ラフレさいたま」（12年10月サービス開始）及び東京簡易保険会館の2施設に設置した。

経済産業省（通商産業省）では、少子高齢化の進展，女性の社会進出に対応し，介護サービス及び子育てサービス分野における効率的・効果的な情報提供，サービスの質の向上等を図るIT活用事業を実施した。

(2) 幼稚園における子育て支援の充実

文部科学省（文部省）では、保護者が安心して子どもを育てられる環境を整備するため、

新幼稚園教育要領を平成12年4月から実施するなど幼稚園の教育内容・方法の充実を図るとともに、満3歳児等の就園に関する条件整備や、「預かり保育」の推進、地域の幼児教育のセンター的機能の充実など、地域の実態や保護者の要請にできるだけこたえられるよう、幼稚園の弾力的な運用の促進を図った。

また、保護者の経済的負担を軽減する観点に立って、同時に2人以上の幼児が就園する場合に2人目以降の負担を軽減するなど幼稚園就園奨励費補助を充実した。

さらに、平成13年2月の「幼児教育の振興に関する調査研究協力者会合」報告を踏まえ、文部科学省では、13年3月、幼稚園における子育て支援策を含む幼児教育の振興に関する総合的な実施計画である「幼児教育振興プログラム」を新たに策定した。

(3) 子育てに関する相談支援体制の整備

近年、都市化、核家族化等が進み、家庭や家族を取り巻く環境が変化する中で、子育てやしつけについて悩みや不安を持つ親が増加している。このため、文部科学省（文部省）では、一人一人の親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」を作成し、母子保健の機会や学校を通じて、全国の乳幼児及び小学生の子どもを持つ親に幅広く配布した。

また、子育てやしつけの悩みや不安を持つ親に対して、電話等により24時間いつでも対応できる相談体制を整備する（平成12年度は35道府県で実施）とともに、特に、深刻な悩みや不安を持つ親に対して、専門的な知識や能力を有する者を「家庭教育カウンセラー」として活用し（12年度は32都道府県で実施）、家庭教育に関する相談体制の一層の充実強化を図った。

さらに、都道府県や市町村に対しては、子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細かなアドバイス等を行う「子育てサポーター」の配置などによる地域の子育て支援ネットワークづくりや父親の家庭教育への参加の促進など、家庭の教育力の充実を図るための支援施策を展開した（平成12年度は46道府県で実施）。

このほか、子育てについて考える「フォーラム家庭教育」の開催、教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）を活用した「家庭教育セミナー」の配信、家庭教育テレビ番組「親の目子の目」の制作・放映など、親を対象とした家庭教育に関する学習を支援する施策を講じた。

(4) 子育てのための資産形成の支援等

総務省（郵政省）では、安心して子育てができる環境づくりを支援するため、簡易保険において、子どもの学資金の確保を目的とする学資保険、子どもの結婚・独立等の資金の確保を目的とする成人保険や、親が死亡した場合に子どもが一定年齢に達するまで年金を支払う育英年金付学資保険を提供している。

(5) 児童虐待への取組の推進

全国の児童相談所における虐待の相談件数は、平成2年度の1,101件から11年度の11,631件へと増加している。このため、厚生労働省（厚生省）では、児童相談所を中心として福祉事務所、保健所等において相談・指導等を行うなど児童虐待対策の推進に努めている。12年度においては、ポスターによる要保護児童に関する通告義務等についての住民への呼びかけ、児童虐待対応協力員の児童相談所への配置による児童相談所の機能強化、市町村における保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携を図る児童虐待防止市町村ネットワーク事業などを行った。

平成11年中に、警察の少年相談窓口に寄せられた児童虐待に関する相談件数は924件であり、前年の約2.2倍、6年の約7.6倍となっている。また、12年中に警察が取り扱った児童虐待事件の検挙件数は186件、検挙人員は208人であり、前年に比べ件数で66件（55.0%）、検挙人員で78人（60.0%）増加しており、被害者となった児童190人のうち44人が死亡している。このため、警察では、児童虐待の問題を少年保護対策の最重要課題の一つとして位置付け、取組を強化しており、具体的には、12年11月に施行された児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）を踏まえ、①児童虐待事案の早期発見と通告、②児童相談所長等による立入調査等に対する適切な援助、③適切な事件化と児童の支援、④体制の充実強化と関係機関との連携の強化、⑤職員に対する指導、教養の徹底等の点に留意し、適切な対応に努めている。

法務省の人権擁護機関においては、各法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置するなどして相談体制の充実を図っている。また、子どもの人権問題への取組の一環として、児童虐待防止のためのポスターを作成し、児童虐待を認知した場合における通告義務の周知を図り、また、人権擁護機関への相談・情報提供を呼びかけるなど、啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

文部科学省（文部省）では、家庭教育に関する相談支援体制を整備するとともに、平成12年11月に児童虐待の防止等に関する法律の施行について通知を発出し、児童虐待の早期発見など適切な対応を行うことについて、学校教育及び社会教育関係者に対し周知を行った。また、子どもの人権を始めとする様々な人権に関する学習活動を推進するとともに、学校教育・社会教育関係者が児童相談所などの関係機関と緊密な連携を取るよう周知を図っている。

(6) 子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

国土交通省（建設省）では、子育て世帯が暮らしやすい居住環境の整備を図るため、広くゆとりある住宅の供給を促進するとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共

賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進している。

また、子育てを支援する生活環境の整備として、河川や海岸に特有の自然と触れ合うことのできる機能を十分にいかした取組を推進するため、自然体験・環境教育の場等としての身近な水辺環境の整備等を実施した。

警察では、スクールゾーンやコミュニティーゾーン等、子どもの通行に配慮した交通規制の実施や交通安全施設の整備を推進し、子ども連れでも安心して外出等ができる安全な道路交通環境の整備に努めているところである。

また、平成12年4月1日から6歳未満の幼児を乗車させる場合にチャイルドシートの使用が義務化されたところであり、警察では、交通安全の観点からの子育て支援策として、関係機関・団体とも連携しながら、チャイルドシートの正しい使用に関する講習会の開催、レンタル・リサイクルの充実のための支援等チャイルドシートの普及促進に積極的に取り組んでいる。

2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

(1) ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援

ひとり親家庭等にあつては、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれていることが多いことから、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）を中心として、関連施策との有機的連携を保ちながら、各種自立支援施策を推進している。

ア 母子及び寡婦福祉資金の貸付け

母子及び寡婦福祉法に基づく母子及び寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭・寡婦の経済的自立を図る制度であり、母子家庭の母等に対して、事業開始資金、修学資金等13種類の資金の貸付けを行っており、毎年度、貸付限度額の引上げ等の改善が行われてきている。

イ 所得保障等

母子家庭の所得を保障し生活の安定を図る制度として、父親と死別した母子世帯に対しては遺族基礎年金等の支給、また、離婚等による生別の母子家庭に対しては児童福祉の観点からの児童扶養手当の支給がなされている。児童1人の場合の支給額は、平成11年4月から遺族基礎年金が月額8万6,300円であり、児童扶養手当が月額4万2,370円（全部支給の場合）となっている。なお、これらの額は、毎年度物価水準の変動に応じて改定されているが、12年度の額は、消費者物価指数の下落にかかわらず、前年度と同額とする特例措置を講じた。

ウ 就業援助対策

母子家庭の母等を援助するため、従来から就業に関する相談機能の強化、職業訓練や技術講習に対する援助、事業主に対する賃金助成措置等の就業援助対策を講じている。

エ その他の福祉の措置

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

(ア) 母子相談

母子家庭・寡婦の相談機関としては、主として福祉事務所に母子相談員が置かれており、母子家庭・寡婦に関する実状の把握等各種の相談、必要に応じた指導等を行っている。その数は、平成11年度末現在、全国で1,189人である。

(イ) 母子生活支援施設・母子福祉施設

母子生活支援施設は、保護を要する母子世帯を入所させ、母子の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とした児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の施設であり、平成12年4月現在、292か所に4,288世帯が入所している。

また、母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉施設としては、母子福祉センターと母子休養ホームがあり、母子家庭等に対して各種の相談等の便宜を提供している。平成11年10月現在、前者は74か所、後者は17か所となっている。

(ウ) 居宅介護等事業

居宅介護等事業は、ひとり親家庭の親等が一時的な傷病等のため日常生活を営むのに支障がある場合、介護人を派遣し、乳幼児の保育や食事の世話等の必要な便宜を提供する事業及びひとり親家庭等の抱える法律、財務等に関する専門的知識を要する問題に対して助言、指導等を行う事業である。

(エ) 自立促進対策事業

母子家庭の母や寡婦の自立を促進するため、これらの女性に適した職種であるホームヘルパー等になるために必要な知識技能を習得させるための講習会等が実施されている。

(オ) 生活指導強化事業

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、育児や健康づくりに関する指導講座の開講や、電話相談を実施している。

(カ) 子育て支援短期利用事業

保護者の疾病や冠婚葬祭等の社会的な事由及び保護者の恒常的な残業等によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、一定期間児童福祉施設等において養育・保護する事業を行っている。

第2節 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

1 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実

(1) 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進

ア 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進

「仕事と家庭を考える月間」である10月を中心にあらゆる機会を通じて事業主、労働者を

始め、関係者に対し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の趣旨、内容の周知徹底を図るとともに、仕事と子育てとを両立する環境整備の重要性についての理解の深化に努めている。

また、育児・介護休業法の実効を確保するため、事業主に対する計画的な行政指導を行っている。

イ 育児休業給付

少子・高齢化社会の進展に対応し、職業生活と家庭生活との両立支援をより充実し、職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、育児休業給付について、平成13年1月より給付率を25%から40%に引き上げ、より一層の活用の促進を図っている。

ウ 育児休業取得者の円滑な職場復帰のための支援

育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰のためのプログラムを実施した事業主等に対し、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金を支給している。

また、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させた事業主に対し、育児休業代替要員確保等助成金を支給している。

エ 船員に関する育児・介護休業制度の定着

船員の育児や家族介護のための休業については、陸上労働者とは異なる特殊な事情を考慮する必要があり、船員労働の特殊性に応じ適切な措置が講じられるよう陸上労働者とは別に省令を定めている。その上で、育児・介護休業等仕事と家庭の両立に係る関係法令を周知し、その遵守を事業者団体等に促し、関係者の意識の向上を図るとともに、船員についても育児・介護休業の定着を図るよう努めている。

オ 国家公務員の育児休業等の取得状況

一般職国家公務員の平成11年度の育児休業等の取得状況は、女性については、新たに5,281人が育児休業を、101人が部分休業を取得している。男性については、同年度において新たに32人が育児休業を、5人が部分休業を取得している。

(2) 仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実

急速に少子化が進行する中で、働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担感を軽減することが重要であるため、①育児休業や介護休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止、②子の養育又は家族の介護を行う労働者の時間外労働の制限、③勤務時間短縮等の措置の対象となる子の年齢の引上げ、④子の看護のための休暇の努力義務の創設などを盛り込んだ「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案」を平成13年2月、第151回国会に提出した。

2 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等

ア 介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進

「仕事と家庭を考える月間」を中心に、事業主、労働者を始め関係者に対し育児・介護休業法の周知徹底を図り、仕事と家族の介護とを両立する環境整備の重要性についての理解を深めている。また、育児・介護休業法の実効を確保するため、事業主に対する計画的な行政指導を行っている。

イ 介護休業給付

少子・高齢化社会の進展に対応し、職業生活と家庭生活との両立支援をより充実し、職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、介護休業給付について、平成13年1月より給付率を25%から40%に引き上げ、より一層の活用の促進を図っている。

ウ 介護休業取得者の円滑な職場復帰のための支援

育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰のためのプログラムを実施した事業主等に対し、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金を支給している。

3 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

(1) 事業主による育児・介護支援の促進

従業員の育児・介護サービス利用料を補助する事業主に対し、育児・介護費用助成金を支給している。

また、事業所内託児施設を設置・整備する事業主等に対し、事業所内託児施設助成金を支給している。

(2) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進事業の推進

厚生労働省（労働省）では、仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図る事業を総合的に実施している。

具体的には、「少子化時代の家族や企業の在り方を考えるシンポジウム」を平成12年10月26日に開催したほか、ファミリー・フレンドリー企業の労働大臣表彰及び都道府県労働局長表彰、ファミリー・フレンドリー企業を目指す中小企業主団体に対する育児・介護雇用環境整備助成金の支給を行っている。

(3) ファミリー・サポート・センター事業（仕事と家庭両立支援特別援助事業）の推進

急な残業の際などの変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応するため、地域において育児・介護の相互援助活動を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設置し、会員による相互援助活動を支援する市町村等に対し、必要な経費の補助を行っている。

なお、平成12年度においては、大都市圏の市区においてファミリー・サポート・センターの早期設置を促進するとともに、近隣の余裕教室等の活用により、育児のための場所の確保を図っている。

(4) 育児・介護を行う労働者に対する情報提供、相談、講習による支援

育児や家族の介護を行う労働者の就業継続や円滑な再就職を支援するため、育児、介護等に関する各種サービスについて相談を受けるとともに、地域における具体的情報を電話等により無料で提供する「²プレ⁰・²プレ⁰・テレフォン事業」を実施している。

また、保育サービス提供者の養成講座を実施し、講座修了者を「保育サポーター」として登録、育児情報の一つとして提供している。

(5) 勤労者家庭支援施設の整備

男女労働者の職業生活と家庭生活との両立支援に資する施設として、仕事と育児・介護との両立に必要な相談、指導、実習（介護機器の使用実習を含む。）等を行い、一時的に子供や高齢者を預かる機能を有する勤労者家庭支援施設を設置する地方公共団体に対し補助を行っている。

また、働く婦人の家を勤労者家庭支援施設に衣替えすることを希望する地方公共団体には、当該衣替えに係る増設費用の補助を行っている。

第3節 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

1 家庭生活への男女の共同参画の促進

(1) 男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発

法務省では、毎年12月4日から10日（人権デー）までを「人権週間」と定め、同週間の強調事項の一つに「女性の地位を高めよう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・リーフレット等の配布、講演会・座談会等の開催などを行っている。

(2) 家庭教育に関する学習機会の充実

文部科学省（文部省）では、将来家庭を形成し親となる青年男女に対し、家庭、地域、職場における男女共同参画に関する学習機会を提供するため、高等教育機関等に「青年男女の共同参画セミナー」を委嘱し、平成12年度は、全国8か所で実施された。

また、平成11年度に引き続き、子育ての大切さ等について理解を深めてもらうため、若い人たちの共感を得られるような方の協力を得て「Discover the LIFE」と題する冊子の作成・配布を行った。

(3) 父親の家庭教育参加の支援・促進

文部科学省（文部省）では、父親の家庭教育への参加を促進するため、企業等の職場内に

家庭教育講座を開設したり、子どもが自分の父親の職場を参観する事業を実施する市町村に対して補助を行っており、平成12年度には55市町村で講座が開設され、25市町村で職場参観が実施された。

また、男女の協力による新しい時代の家庭像について考える機会として「フォーラム家庭教育」を2か所で開催したほか、「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」において、夫婦で一致協力して子育てをすることの重要性について呼びかけた。

2 地域社会への男女の共同参画の促進

(1) 地域社会活動への参画促進

法務省の人権擁護機関では、全国各地で各種啓発活動（講演会や座談会、街頭啓発など）を行うことにより、地域社会への男女の共同参画の促進に努めている。

(2) 消費者教育の推進・支援

経済社会の高度化・多様化が進む中で、これからの消費者は、経済行為の主体として基礎的な知識を身に付け、生涯を通じて自主的・合理的に行動することにより経済社会に対し積極的な役割を果たすことが期待されている。このため、男女を問わず消費者教育の充実が一層重要となっている。

こうした消費者の自主的な行動を支援するために、国民生活センターや地方の消費生活センター等では、消費者に対する啓発活動や消費生活等に関する各種研修活動等を実施している。また、(財)消費者教育支援センターでは、消費者教育シンポジウム等の開催、教材・指導者マニュアル等の作成・配布等を通じ、消費者教育の充実を図っている。

文部科学省（文部省）では、市町村が社会教育施設等を中心に行っている、女性学級、家庭教育学級、高齢者教室、大学等での公開講座等における、消費生活や消費者問題等に関する学習機会の提供等を通じて、消費者教育の推進を図った。

また、国立女性教育会館（国立婦人教育会館）では、多様なデータベースの開発を行い、消費者教育を含む女性・家庭に関する情報提供サービスを行った。

(3) 環境保全活動への参画の支援

今日の複雑・多様化する環境問題の解決のためには、国民一人一人が人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境に配慮した生活・行動を行い、さらには、環境保全のため積極的な活動を行っていくことが求められている。このような環境保全のための国民的取組においては、女性が大きな役割を果たしている。

環境省（環境庁）では、基本的な教材の作成・配布を行っているほか、国民一人一人が自発的に環境保全に配慮したライフスタイルの実践を図るための環境家計簿の普及、市民や事業者等に助言等を行う環境カウンセラー登録制度の実施、行政・NGO・事業者等の各社会

セクターの環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザの運営等、各主体の環境保全に関する取組とその連携の推進・強化を図るための施策を実施した。

(4) ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

ア ボランティア国際年に関する取組

内閣府（経済企画庁）では、平成9年11月の国連総会において、日本の提案により、2001（平成13）年を「ボランティア国際年」とすることが決議されたことを受け、国民のボランティア活動に対する関心を高めるため、普及啓発活動を行っている。

イ ボランティア活動を促進する事業の支援環境整備

文部科学省（文部省）では、人々にボランティア活動への参加を呼びかけるため、平成12年度から全国各ブロックにおいて生涯学習ボランティア推進フォーラムを開催した。また、生涯学習振興の観点から、ボランティア活動の一層の支援・推進を図るため「全国ボランティア情報提供・相談窓口」において、電話などによる情報提供・相談事業を実施している。さらに、都道府県が行う地域生涯学習ボランティアコーディネートシステム整備充実事業に対して助成を行い、地域におけるボランティア活動を推進するためのコーディネートシステムを整備している。

ウ 勤労者のボランティア活動参加のための環境整備

厚生労働省（労働省）では、勤労者ボランティアセンターを設置して、ボランティア休暇制度等勤労者のボランティア活動に対する企業等の支援方策の推進や、勤労者のボランティア活動等に関する情報の収集・提供、相談の実施やパソコンネットワークを活用した情報提供等の事業を行っている。また、地域に密着した情報の収集、提供を行うため、東京と大阪にそれぞれ勤労者ボランティア相談コーナーを設置している。

また、勤労者のボランティア活動への参加を支援する「勤労者マルチライフ支援事業」について、平成13年度からの本格的な実施に向けた検討・準備を行った。

(5) NPO等の活動への参画促進のための環境整備

平成10年12月より、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）が施行され、男女共同参画社会形成の促進を図る活動に対しても法人格を取得する道が開かれ、13年3月末現在、348法人が男女共同参画社会形成の促進を図る活動を行うとしている。

内閣府（経済企画庁）では、NPO法の円滑な施行や市民活動に関する調査分析などボランティア活動を始めとしたNPOの活動を促進するための環境整備を行っている。

3 労働時間の短縮等就業条件の整備

年間総実労働時間1,800時間の早期達成・定着を図るため、週40時間労働制の遵守の徹底、年次有給休暇の取得促進、労働基準法に基づく時間外労働の限度に関する基準の遵守の徹底による所定外労働の削減に取り組むことにより、労働時間の短縮を推進している。

また、自律的・創造的かつ効率的な働き方を実現するため、フレックスタイム制等の普及促進を図るとともに、勤労者の心身の健康を保ち、長期化する職業生涯を充実させるため、リフレッシュ休暇制度の普及促進等勤労者リフレッシュ対策を推進している。

船員については、平成元年4月から順次法定労働時間短縮の措置を講じており、9年4月には漁船を除いて週平均40時間労働制に移行しているが、それらの措置が適切に講じられるよう適正な運用の確保に努めている。

第6章 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっている。高齢者人口に占める女性の割合は高く、また介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながる。一方、高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代とともに、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要がある。

このため、社会全体で支えていく考え方に立って介護体制の整備を図るとともに、高齢期の男女や障害を持つ男女の社会参画の機会の拡大や経済的自立の確保等に努めている。

第1節 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

1 介護保険制度の着実な実施

平成12年4月より、介護保険制度が施行された。介護保険制度は、老後の最大の不安である介護問題にこたえるため、高齢者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護を国民皆で支える仕組みとして創設されたものである。

制度の円滑な実施を図るため、平成11年11月に決定した「介護保険の円滑な実施のための特別対策」に基づき、制度施行後の半年間は高齢者の保険料を徴収しないこととし、その後の1年間についても激変緩和のために保険料額を2分の1に軽減することができるようにするなどの措置を講じている。

また、介護保険をより良い制度へと育て、国民の間に制度の定着を図るという観点から、施行後にサービス現場から寄せられた改善すべき点の指摘なども踏まえ、ショートステイの利用の弾力化等、必要な改善措置を講じている。

2 高齢者保健福祉施策の推進

(1) 介護サービス基盤の整備等

ア 介護サービス基盤の整備

介護保険法（平成9年法律第123号）の円滑な実施のため、訪問介護（ホームヘルプサービス）等の在宅サービスを一層充実させるとともに、在宅での生活が困難な場合には、適切な施設サービスが利用できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を進めるなど、高齢者の保健福祉サービスの一層の充実を図ることが重要となっている。

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

そのため、平成11年12月に策定した「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」に基づき、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進めた。

特に、高齢者が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活が送れるよう、在宅サービスを整備し、在宅サービスにおける多様な事業主体の参入促進や、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホームなどの介護関連施設の計画的な整備などを推進した。

さらに、生活支援を必要とする高齢者が居住できるケアハウスや高齢者生活支援センターの整備を推進した。

具体的には、平成12年度において以下の整備を図った。

○ 特別養護老人ホーム	15,000人分
○ 介護老人保健施設	14,000人分
○ 介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）	5,000人分
○ 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）	300か所
○ 痴呆性高齢者グループホーム	600か所
○ デイサービスセンター	1,300か所
○ 老人短期入所施設	8,000人分
○ 訪問看護ステーション	1,000か所

イ 簡易保険加入者福祉事業

総務省（郵政省）では、簡易保険加入者福祉事業として、高齢者福祉関連サービス、かんぽ健康増進支援事業等を実施している。

高齢者福祉関連サービスとしては、加入者を対象に、健康や子育てに関するあらゆる相談に応える「かんぽ健康・子育て電話相談サービス」、普通郵便局の窓口において「医療・介護関連情報の提供サービス」を実施した。

かんぽ健康増進支援事業としては、簡易保険加入者の福祉の増進を図るため、「介護支援事業」等のプロジェクトを支援した。

(2) 介護予防・生活支援のための取組

要介護状態となることを予防し、地域活動に積極的に参加する環境を作り出すという観点から、全国の市町村において介護予防教室の開催、生活習慣病予防のための運動指導等を行う生活習慣改善事業、高齢者の引きこもり予防のための生きがい活動支援通所事業などが地域の実情に応じて実施されるよう支援した。

また、可能な限り在宅での生活を支援する観点から、配食サービス、外出支援サービスなどの生活支援事業の実施を推進した。

(3) 利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

厚生労働省（厚生省）では、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりが重要であることから、利用申込者又はその家族に対しサービスの内容、利用料等の重要事項を記した文書をあらかじめ交付して説明を行うことや、迅速かつ的確な苦情処理などを義務付けている介護サービス事業者の運用基準の適切な運用を図っている。

また、利用者のサービス選択に資するよう、介護サービス事業者に関する情報を社会福祉・医療事業団のネットワーク（WAM NET）により提供しているほか、利用者の介護サービス選択に役立てることができるような評価の在り方について検討を行っている。

そのほか、市町村に登録された「介護相談員」が介護サービスの提供の場を訪ね、利用者の話を聞き、相談に応じる「介護相談員派遣等事業」、市町村等が適正契約の周知や相談・助言等を行う「サービス適正契約普及事業」、介護サービス事業者の健全な振興等を図る観点から、新規参入を希望する民間事業者等に対して介護サービス関連の情報提供等を行う「サービス事業者振興事業」等を実施するとともに、介護の負担軽減等を図るため、福祉用具の研究開発の助成や普及促進を行っている。

3 介護に係る人材の確保

(1) 高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進

ア 福祉人材養成・確保のための各種方策

厚生労働省（厚生省）では、福祉人材の養成確保を図るため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成5年厚生省告示第116号）に基づき、総合的な福祉人材確保対策を講じているところである。

また、社会福祉士及び介護福祉士については、これらの資格の取得を目指す学生に対し、介護福祉士等修学資金貸付事業を実施するとともに、平成12年度において教育課程の見直しを実施するなど、その資質の一層の向上に努めている。

イ 介護基盤整備のための支援施策

介護サービスの重要な担い手である介護支援専門員及び訪問介護員については、その養成のための研修のほか、より一層の資質の向上に向けての研修等を実施している。

ウ 福祉重点ハローワーク

介護・看護マンパワーを確保するために、保健医療・福祉施設職員の確保の拠点となる公共職業安定所を「福祉重点ハローワーク」として指定し、これを中核として介護・看護マンパワーの就職を重点的に推進している。

(2) 介護分野における良好な雇用機会の創出の促進

厚生労働省（労働省）は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

63号。以下「介護労働者法」という。)に基づき、介護労働者の雇用管理の改善等により、その福祉の増進を図るための施策を総合的、体系的に講じている。

介護労働者法においては、介護労働者の福祉の増進に関する総合的な支援機関として介護労働安定センター（本部及び都道府県支部）を指定し、介護分野で新サービスの提供等を行う事業主による良好な雇用機会の創出を支援するための介護雇用創出助成金の支給や、離転職者を重点としたホームヘルパー2級・3級の養成研修等の業務を行わせている。

第2節 高齢期の所得保障

(1) 公的年金制度の安定的な運営

公的年金制度は、社会保障政策の根幹として老後の所得保障の主要な柱を担うものであり、高齢化の一層の進展の中で、その役割はますます重要なものとなってきている。

平成11年度末現在、基礎年金制度の被保険者数は7,062万人に上り、一方で国民年金の老齢基礎年金等の受給権者数は1,977万人、被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給権者数は1,074万人となっている。なお、12年4月の年金額は、老齢基礎年金が月額67,017円（40年加入の場合）、また、老齢厚生年金は月額200,500円（最近年金を受け始めた男子の平均のケース）となっている。

平成12年度においては、同年3月に成立した国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）の円滑な施行に努めた。

(2) 企業年金等の充実

確定給付型の企業年金については、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みの下に必要な制度整備を行うため、平成13年2月、「確定給付企業年金法案」を第151回国会に提出した。また、現行の確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する確定拠出年金制度を導入するため、12年11月、「確定拠出年金法案」を第150回国会に再提出し、第151回国会において継続審議となっている。

(3) 自助努力による資産形成等の促進

総務省（郵政省）では、郵便貯金において、定期受取型定額貯金、財形定額貯金、財形年金定額貯金、介護貯金など高齢期の所得保障に資する多様な商品を提供している。

簡易保険においては、これまで、保険・年金保険のほか、これらの保障内容を総合的に提供する商品を提供している。また、平成12年4月からは、慢性疾患等にかかっており、その症状が一定の範囲内にある者を対象とする特定養老保険を提供している。

法務省では、財産管理・身上監護のためのシステムである新しい成年後見制度（平成12年4月1日施行）を通じて、高齢期における資産の有効活用を図っている。

第3節 高齢者の社会参画の促進

(1) 定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の改正により「定年の定めをしている事業主は、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その他の当該高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のために必要な措置（高年齢者雇用確保措置）を講ずるように努めなければならない」こととした。

また、再就職援助計画制度を拡充強化するとともに、在職者求職活動支援助成金を創設し、中高年齢者の再就職の促進を図っている。

さらに、地域に密着した臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターの取り扱う業務の範囲に、「その他の軽易な業務に係る就業」を加え、高齢者の社会参加の推進を図っている。

(2) 学習機会の整備と社会参加活動の促進

文部科学省（文部省）では、高齢者の学習活動を通じた社会参加活動を促進するため、「全国高齢者社会参加フォーラム」の開設、都道府県における高齢者を対象とした指導者養成講座の開設や市町村における高齢者に対する身近な学習機会の提供等に対して補助を行った。また、平成11年度から引き続き、多様なメディアを活用してボランティア活動など社会参加に関する相談・アドバイス等を行う事業を実施し、高齢者の社会参加活動の一層の推進を図った。

(3) 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

厚生労働省（厚生省）では、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業等により、地方公共団体における高齢者の生きがい・健康づくりを推進しているほか、老人クラブ（平成11年度末 クラブ数：約13万4,000、会員：約879万人）による生きがい・健康づくり活動を支援している。また、高齢者の健康、社会参加、生きがいの高揚を目指し、国民各層への啓発活動として、昭和63年度から全国健康福祉祭（ねんりんピック）が各県持回りで開催され、厚生労働省（厚生省）はこれを支援している。平成12年度は大阪府で開催された。

(4) 高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援

ア スポーツ・レクリエーション活動の支援

文部科学省（文部省）では、生涯スポーツ振興事業、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催（平成12年度は石川県）を通じ、気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・定着、スポーツ施設の整備やスポーツ指導者の養成・確保等を図るなど、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を支援した。

イ 簡易保険加入者福祉事業としての健康づくりの推進

総務省（郵政省）では、簡易保険の加入者福祉事業の一環として、加入者はもとより、国民の体位向上及び健康増進に寄与することを目的として、ラジオ体操の普及を行っているほか、平成11年に制定した「みんなの体操」の普及を行っているほか、簡易保険加入者の福祉の増進を目的とする公益法人が加入者を対象として行う「健康づくり事業」等の健康保持増進プロジェクトに対して、簡易保険福祉事業団を通じて助成金を支給する「かんぽ健康増進支援事業」を行っている。

(5) 広報・啓発活動の推進

内閣府（総務庁）では、地方公共団体との共催による「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」を開催しており、平成12年度は、全国大会を宮崎県で、また、ブロック単位の集会を秋田県、千葉市、静岡県、京都市及び島根県で開催した。

また、年齢にとらわれず自由に生き生きとした生活を送っている高齢者の生き方を紹介する「エイジレス・ライフ紹介事業」、地域社会とのかかわりを持ち続けながら充実した生活を送っている高齢者グループの活動を紹介する「社会参加活動紹介事業」を実施し、「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」の場等において、広く国民各層に紹介している。

(6) メロウ・ソサエティ構想

経済産業省（通商産業省）では、高齢者のあらゆる局面において、情報システムの活用により高齢者の積極的な社会参加、熟練した知見の活用、ゆとりある個人生活を通じて、「バランスある豊かな社会」の形成を目指す「メロウ・ソサエティ構想」の推進に取り組んでいる。

第4節 障害のある者への配慮の重視

我が国の障害者施策は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）のノーマライゼーション理念に基づき、障害のある人々の自立と社会参加を推進することを目的に総合的に進められている。

このため、障害者基本法に基づく国の障害者基本計画である「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プランーノーマライゼーション7か年戦略」に沿って、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的・制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて各種施策を計画的に推進し、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」を実現することを目指している。

第5節 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

(1) 高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備

経済産業省（通商産業省）では、最先端の産業技術を活用し、安全性、利便性に優れ、かつ、低コストで高性能な医療福祉機器の実現を目指した研究開発事業を推進しているほか、製品評価技術センターにおいて福祉用具の評価基準・方法の策定、各関係機関による評価体制の構築についての検討を行っている。なお、福祉用具に関する幅広い情報検索のためのホームページ「福祉用具総合情報ネット」（<http://www.fukushiyogu.com>）を平成12年4月に開設した。

また、高齢者・障害者のための福祉用具を接続又は組み合わせたシステムとしてとらえた標準化を進めるための調査研究を実施しているほか、高齢者・障害者配慮設計指針のJIS化を進めるとともに、国際的に提案を行っている。

(2) 高齢者等が情報を得やすい情報通信関連機器・システムの開発

総務省（郵政省）では、高齢者・障害者の様々な障害に対応できるシステムや、利用する個人の特性に合わせて自動調整、配信するシステムの研究開発、高齢者・障害者が一般のホームページ等に簡単にアクセスできるようにするため、その支援に必要な情報通信システムの開発を行っている。

さらに、高齢者・障害者向け通信・放送サービスの開発を行うための研究開発を行う者に対する助成や、高齢者・障害者向けの情報通信システム等を設置した情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備を行う地方公共団体等に対する支援を行った。

また、厚生労働省（厚生省）との連携により、高齢者、障害者の情報通信の利用に対する人的支援及びウェブアクセシビリティの確保に向けた課題と方策について検討を行ったほか、高齢者・障害者の情報通信利用を促進する非営利活動の支援の在り方や高齢者・障害者向け情報通信技術の研究開発の成果を実用化するための方策について検討を行っている。

通信・放送機構では、地方公共団体等の協力を得て、質の高い福祉サービスの効率的な提供や高齢者の自立・社会参加を可能とする「福祉支援情報通信システム」を実現するための研究開発を実施している。

経済産業省（通商産業省）では、「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」（平成12年通商産業省告示第362号）（障害のある者や高齢者が利用しやすいパソコン等の情報処理機器のガイドライン）の一般向け解説書及び開発者向け解説書の作成を行っている。

また、視覚・聴覚が衰えた高齢者やこれらの機能に障害を持つ者の情報処理機器操作を支援する「シニア支援システム」の研究開発を実施した。

さらに、日常生活に不便のある者に対しても利用しやすいよう配慮された製品及びサービス（共用品・共用サービス）の開発・普及が不可欠であることから、共用品を含めた福祉用具全体の市場規模を推計するとともに、普及に向け取組を開始している。

(3) 高齢者等にやさしい住まいづくりの推進

高齢者等が安全かつ快適に生活できる環境を整備することが重要な課題であるとともに、介護保険法の施行を踏まえ、今後介護の場としての住宅の役割が高まっていく状況にある。このため、バリアフリー化された住宅の整備・誘導を推進するとともに、福祉施策と連携した生活支援サービスの充実を図ることが必要とされている。

そのため、国土交通省（建設省）では、バリアフリー化された公共賃貸住宅の供給、住宅金融公庫融資によるバリアフリー住宅に対する貸付金利の優遇や貸付額の増額、民間事業者の活用等による高齢者向け優良賃貸住宅の供給等により、高齢者等に配慮した設備・仕様の住宅の整備を促進している。

また、福祉施策との連携により、高齢者に配慮した設備・仕様の公営住宅等の整備と併せて、生活援助員を配置して、日常の生活指導、緊急時の対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトを推進するとともに、高齢者向け優良賃貸住宅について、生活援助員による生活支援サービスの導入等を行っている。

市街地再開発事業においても、高齢者生活支援施設や、一定規模以上の社会福祉施設等を整備する事業に対する補助を行うことにより、高齢者が安心かつ快適に生活できる市街地の整備を促進するとともに、公共賃貸住宅等と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合には、更に補助の上乗せを行っている。

厚生労働省（厚生省）においても、介護保険制度の実施に伴い、バリアフリー住宅の普及を最重要課題の一つに取り上げ、年金福祉事業団融資におけるバリアフリー住宅に対する貸付金利の引下げや融資額の優遇を行い、高齢者の介護等に適した住宅の整備を促進している。

(4) 高齢者等にやさしいまちづくりの推進

国土交通省（建設省）では、バリアフリー化を推進して、高齢者、障害者等の移動のしやすさを確保することなどにより、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを総合的に推進し、地域全体を面的に整備している。

具体的には、良好な歩行空間の整備、建築物・公共施設等のバリアフリー化、官庁施設の高度なバリアフリー化のためのモデル事業を推進しているほか、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを一層効果的に推進していくため、福祉施策との連携を図りつつ施策を展開している。

厚生労働省（厚生省）では、高齢者、障害者等の社会参加の基盤となる生活環境の整備を

進めるため、地域社会全体としての合意づくりを推進し、まちづくりに関する総合計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備の実施を推進している。

また、経済産業省（通商産業省）では、平成7年度より、「21世紀型商業基盤整備事業」を実施しており、高齢者・障害者が手軽に使える配慮がなされた施設（高齢者等配慮型コミュニティホール等）の整備に対して、地方公共団体を通じて補助を行っている。

(5) 高齢者等にやさしい公共交通機関の整備

平成12年5月17日、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性を向上することを目的とする、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。）が公布され、同年11月15日に施行された。また、同法に基づき「移動円滑化の促進に関する基本方針」（平成12年国家公安委員会・運輸省・建設省・自治省告示第1号）、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」（平成12年運輸省・建設省令第10号）等を制定した。

国土交通省（運輸省）では、交通のバリアフリー化を促進するため、鉄道駅における障害者対応型エレベーター・エスカレーター等バリアフリー施設の整備、ノンステップバスの導入等に対して補助を行うとともに、それらを導入する事業者に対する税制の優遇措置や、鉄道駅、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー施設の整備について日本政策投資銀行等による融資を行うなどの支援策を講じた。

(6) 道路交通におけるバリアフリー化の推進

警察では、高齢者、身体障害者等の交通の安全を確保するため、音響信号機、高齢者等感応信号機及び歩行者感応信号機の整備を推進している。また、高齢者、身体障害者等に対し携帯端末機を用いて安全な通行に必要な情報提供や歩行者青時間の延長をするシステムの実用化に向け調査研究を実施した。

さらに、福祉施設の周辺等において、歩行者用道路、路側帯の設置等の交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制を実施し、併せて道路標識等の大型化、高輝度化等を推進しているほか、高齢者、身体障害者等の歩行者の障害となる違法駐車取締り、広報・啓発活動等を推進している。

第7章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

これまで、我が国においては、女性に対する暴力は潜在しており、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもあった。しかし、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握し、対処していくべきである。

このような認識に基づき、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進している。

第1節 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

1 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

(1) 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施

昭和50年度から平成11年度までは、売買春防止及び性感染症予防を目的とした「社会の風紀環境を浄化する運動」を関係省庁で実施していた。しかし、売買春のほか、性犯罪、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力が女性の人権を著しく侵害していることにかんがみ、12年度、同運動の趣旨、内容を見直し、名称も「女性に対する暴力をなくす運動」に改めた。この運動は、総理府、警察庁、総務庁、法務省、文部省、厚生省及び労働省が主唱し、都道府県等関係機関、団体に協力を依頼する形で実施され、原則として5月24日を中心とするおおむね2週間の運動期間中、女性に対する暴力根絶に向けた国民の意識啓発等各種取組を強化した。具体的には、

- ポスター、パンフレット等の作成、掲示、配布等の広報活動の実施
- 夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント等に関する講演会等の開催による啓発活動の実施
- 女性のための特設相談所の開設や職員の資質向上のための研修会の開催等の被害者相談活動の強化
- 関係法令に基づく取締り及び行政指導の強化
- 売春をするおそれのある女性や青少年に対する指導

等を行った。

(2) 「女性に対する暴力に関するシンポジウム」の開催

総理府は、女性に対する暴力について社会の意識を啓発することを目的として、平成12年

11月27日、女性に対する暴力をテーマとしたシンポジウムを開催した。シンポジウムには約500人が参加し、関係機関・団体の職員や専門家による講演やパネルディスカッション及び会場との意見交換が行われた。

(3) 人権擁護の観点からの取組

法務省の人権擁護機関では、女性に対する暴力の根絶を含む女性の人権擁護のため、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画に基づき「人権週間」等あらゆる機会を通じて、広報・啓発活動を推進した。

2 体制整備

(1) 相談・カウンセリング対策の充実

警察では、被害者が相談しやすい環境を整備するため、都道府県警察本部における「警察総合相談室」及び警察署における「警察安全相談窓口」の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害相談所の設置の推進を図っている。また、被害女性の精神的被害の回復を支援するため、カウンセリング体制の整備等を推進した。

法務省の人権擁護機関では、常設の人権相談所において相談を受けるとともに、平成12年7月には各法務局・地方法務局に専用相談電話「女性の人権ホットライン」を開設し、女性の人権問題に対する相談体制の充実を図った。

婦人相談所等においては、婦人相談所職員、婦人相談員を効果的に配置するなど、被害女性からの相談体制の充実を図った。

(2) 研修・人材確保

警察では、女性に対する暴力事案等に従事する女性警察官等の配置の拡大を図っている。また、主として女性警察職員を担当者とする「女性に対する暴力」対策係の各警察署への設置を推進している。さらに、被害者からの事情聴取に直接携わる警察官が、被害者の心情や精神状態に十分配慮した対応を行えるよう、各種事案の特性に応じた研修や訓練を実施した。

法務省では、検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の心理や女性に対する配慮に関する訓練を行い、女性被害者への配慮に努めるよう指導した。

また、入国審査官、入国警備官等に対し、出入国管理行政の対象となる外国人女性が女性に対する暴力の被害者であった場合に当該女性の心情や精神状態に十分配慮した適切な対応を確保する観点から、各種研修を実施した。

厚生労働省（厚生省）では、婦人相談所職員、婦人相談員及び婦人保護施設職員等の資質・能力の向上を図るため、全国研修を実施した。

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示している。また、必要があると認められる場合には、相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を行っている。

法務省の人権擁護機関では、人権相談などで、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、その結果、人権侵害の事実が認められれば、行為者に対し人権尊重思想の啓発を行い、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な処置を講じている。

(4) 関係機関の連携の促進

平成12年8月8日、男女共同参画推進本部に「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」を設置し、女性に対する暴力に関する関係行政機関相互の連携を強化した。

警察では、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に「女性被害者対策分科会」等を設けたり、警察署単位の被害者支援地域ネットワークの構築を図るなど、被害者に対する支援や援助等に関し関係機関相互の連携を進めている。

また、政府は、(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)が行っている、女性に対する暴力等に関する取組への協力を推進している。

(5) 総合的な対策の検討

男女共同参画審議会は、平成9年6月16日の諮問に対し、11年5月27日の基礎的部分を中心とした答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」に続いて、12年7月31日、「女性に対する暴力に関する基本的方策について」を内閣総理大臣に答申した。本答申は、総理府が実施した「男女間における暴力に関する調査」の結果や状況変化等も踏まえつつ、女性に対する暴力に共通する事項及び「夫・パートナーからの暴力」、「性犯罪」、「売買春」、「セクシュアル・ハラスメント」、「つきまとい行為」のそれぞれの現状を述べ、今後の取組として、国民の意識啓発、体制整備、既存の法制度の的確な運用等を図るとともに、新たな法制度も含め早急に幅広く検討することが必要である旨提言した。

また、人権擁護推進審議会では、女性に対する暴力の問題も含め、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について調査審議がなされている。

3 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

(1) 安全・安心まちづくりの推進

近年、道路、公園等の公共施設や共同住宅等の住居において女性・子どもを対象とした犯

罪が増加していることから、警察では、平成12年2月「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定して、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、見通しや明るさの確保等犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

(2) 防犯対策の強化

警察では、女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化や女性防犯ボランティア等の自主的防犯活動の支援を行うとともに、ボランティア団体、地方公共団体等と連携し、護身術等の実技を交えた被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯ブザー等の防犯機器の貸出し、警察安全相談等による指導、助言等を積極的に行っている。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を実施している。

(3) 有害環境の浄化対策の推進

警察では、テレホンクラブ等の性を売り物とする営業に係る違法事案や児童買春等の福祉犯に対し、積極的な取締りを行った。また、関係機関・団体や地域住民と連携したピンクビラ等の排除活動を推進したほか、関係機関・団体等との連携により、児童の権利の保護について国民の意識を深めるための広報啓発活動等を推進している。

総務庁では、平成12年度青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）において、「有害環境浄化活動の推進」を月間の重点の1つに掲げ、全国非行防止大会の開催等の取組を行うなど、青少年の非行防止・保護等に向けた気運の醸成を図った。

4 女性に対する暴力に関する調査研究

内閣府では、「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施した。同調査は、平成11年度の調査で潜在していることが明らかになった女性に対する配偶者等からの暴力に関して、暴力が振るわれる背景等についてより深く掘り下げた実態を把握するため、被害者から被害の実態を直接聞き取る方式で行われた。

法務省では、矯正施設に収容された加害者を対象とした教育の充実を図るため、処遇類型別指導（共通の問題性を有する対象者をグルーピングして行う集団指導）等の調査・研究に努めた。また、保護観察に付された加害者に対しては、その者が持つ個別の問題性に応じた指導監督・補導援護を実施した。特に性犯罪により保護観察に付された加害者については、この種の加害者の問題性に対応した処遇指針を定め、処遇を強化した。

第2節 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

1 相談体制の充実

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させたり、事情聴取に当たっては、被害者を夫から引き離して別室で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

2 被害者の保護・自立支援

被害女性に対しては、福祉的な観点から婦人相談所において緊急一時保護等を実施した。

また、緊急一時保護後の対応として、被害女性に対する相談等を実施するとともに、必要に応じ婦人保護施設や母子生活支援施設に保護収容等を行い、自立を支援した。

3 暴力行為への厳正な対処等

(1) 暴力行為からの安全の確保

警察では、平成12年11月に施行されたストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の趣旨、内容について周知を図り、同法に抵触する事案に対しては、同法に基づき、警告、禁止命令等の行政措置及び検挙措置等により厳正に対処している。

(2) 被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進

警察では、平成11年12月に制定した「女性・子どもを守る施策実施要綱」に沿って、夫・パートナーからの暴力が暴行罪、傷害罪、強姦罪等の刑事事件として立件できる場合は、夫婦等という関係に配慮しつつ、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じて、厳正かつ適切に対処している。また、刑事事件として立件できない場合についても、事案に応じて防犯指導や関係機関への紹介等により適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を行っている。

4 関係機関の連携の推進

法務省の人権擁護機関においては、婦人相談所等の関係機関とともに、夫・パートナーからの暴力に取り組むためのネットワークを強化して、平素から意見及び情報の交換を行っている。

第3節 性犯罪への対策の推進

1 性犯罪への厳正な対処

(1) 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等の性犯罪に関する規定を厳正に運用し、適切な科刑の実現に努めた。警察では、性犯罪に関する情報の集約・分析の強化、性犯罪捜査用装備資機材の整備、心理学や手口分析等を利用した犯人像の推定技術の開発に努めるなど、捜査体制の整備を図り、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進している。

(2) 性犯罪捜査体制の整備，性犯罪捜査員の育成

都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充に努めている。

(3) 性犯罪の潜在防止に向けた取組

「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在防止に努めている。

2 被害者への配慮

(1) 指定被害者支援要員制度の効果的運用

指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を実践している。

(2) 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進

被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともにプライバシーの保護等に配慮した相談室や被害者対策用車両の整備を推進している。

(3) 関係機関との連携の推進

警察では、被害女性に対する被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において、被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努めている。

(4) 被害少女に対する支援活動の推進

警察では、心身ともに成長途上にある少女が性犯罪や性的虐待等の被害を受けた場合、被

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

害少女が立ち直りやすいよう、家庭を含む周囲の環境を調整したり、適切な助言・指導やカウンセリングを行うなど、精神面及び環境面における継続的な支援を行っている。

これらの支援活動は、少年補導職員や少年相談専門職員が中心となり、部外専門家である「被害少年カウンセリングアドバイザー」や地域ボランティアである「被害少年サポーター」等の協力を得て推進している。

(5) 被害者連絡等の推進

警察では捜査の状況などを連絡する被害者連絡制度に基づき、検察では加害者がどのような処分を受けたかなどを通知する被害者等通知制度に基づき、それぞれ被害者に対する情報提供を促進し、その精神的負担の軽減に努めている。

また、検察では犯罪者の刑務所からの釈放に関する情報を知りたいという被害者の要望にこたえるため、平成13年3月1日から被害者等通知制度の一環として、犯罪者の刑務所からの釈放に関する情報を通知する制度を実施した。

(6) 刑事訴訟手続等における被害者への配慮

平成12年5月、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及び検察審査会法（昭和23年法律第147号）が改正されるとともに、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）が制定され、性犯罪の告訴期間の撤廃や、証人を法廷以外の場所に在席させ、テレビモニターを通じて証人尋問を行うビデオリンク方式による証人尋問の制度等が導入された。また、同年11月には少年法（昭和23年法律第168号）が改正され、少年犯罪の被害者に対する配慮の充実が盛り込まれた。

第4節 売買春への対策の推進

1 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

(1) 売買春の根絶に向けた取締りの強化等

捜査機関では、売春防止法（昭和31年法律第118号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）、児童福祉法、刑法（明治40年法律第45号）、地方公共団体が定める青少年保護育成条例等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、取締りの強化を図っている。

警察では、売春関係事犯の防止を図るため、外国人女性に係る組織的な売春事犯、売春誘引ビラ等を勧誘手段とするいわゆるデートクラブ等組織的な売春事犯、暴力団の関与する売春事犯、年少者被害に係る売春事犯等を重点とした取締りを推進し、平成12年中は、売春防

止法違反で2,947件、1,225人を検挙、要保護女子（勧誘等事犯の被疑者及び売春助長事犯の被害者をいう。）として2,375人を保護している。

(2) 社会復帰支援の充実

法務省では、売春を行ったことにより保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活を営ませながら、遵守事項を守るよう指導を行うとともに、職業補導や環境の調整等の援助を行うことによって、再び売春を行うことのないよう働き掛け、その改善更生を図った。平成11年に売春防止法違反により新たに保護観察を受けることとなった女性の数は、少年、成人を合わせて21人である。

また、適当な住居がなく、更生のため保護を必要とする保護観察対象者、矯正施設からの釈放者、起訴猶予者等に対しては、更生保護施設において宿所を供与し、食事の供与、就職の援助等を通じて本人の改善更生を助けており、全国101施設のうち10施設が女性を対象に活動を行っている。

なお、全国22の地方検察庁に設置されている更生保護相談室において、警察、婦人相談所との密接な連携の下、売春防止法第5条の罪（勧誘等）を犯した女性に対し、相談・援助等を行った。

また、刑務所、少年院及び婦人補導院においては、再び売春を行うことのないよう、矯正教育の一層の充実に努めた。

(3) 売買春からの女性保護

厚生労働省（厚生省）では、売買春を未然に防止するため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

2 児童買春に対する対策の推進

(1) 児童買春の根絶に向けた取締りの強化

児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、警察では、平成11年11月から施行されている児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを強力に推進した。12年中に児童買春事犯で985件、613人を検挙している。また、被害児童に対しては、関係機関等と連携して、必要に応じ継続的な支援等を実施するなどの保護対策を推進している。

さらに、「援助交際」と称する少女の性の逸脱行為が深刻な状況にあることから、テレホンクラブ等性を売り物にする営業に対する指導取締りを徹底するとともに、児童買春を許さない社会づくりに向け、関係機関・団体等と連携して広報啓発活動を推進している。

(2) 相談体制の充実

児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所を行

い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を図っている。

3 国際的動向への対応

女性・児童の密輸や商業的性的搾取問題は国際的な関心事である。国連において、児童売買や児童買春等の禁止や被害児童の保護等を内容とする「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約選択議定書（仮称）」が2000（平成12）年5月に採択されたが、我が国もその作成作業に積極的に関与したほか、2000年11月には、「国際組織犯罪条約（仮称）」及び女性や児童を始めとする人の密輸の禁止や被害者に対する援助等を内容とする「国連国際組織犯罪条約『人の密輸』議定書（仮称）」が採択され、我が国は、これらの締結に関する検討作業を行っている。

国内においては、1996（平成8）年8月にスウェーデンのストックホルムで開催された「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」のフォローアップ会議が駐日スウェーデン大使館、日本ユニセフ協会及びストップ子ども買春の会の共催で2000（平成12）年4月に開催されたほか、同月この問題に関する国際シンポジウムが日本ユニセフ協会の主催で開催された。2000年5月には、我が国は児童の商業的性的搾取への取組を促進するため、「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」を2001（平成13）年12月に横浜にて開催することを決定し、現在、その準備作業を行っている。

警察では、日本国民による海外での児童買春等に対する捜査に当たっては、外国捜査機関等との連携を強化することが重要であることから、職員を随時海外に派遣することなどにより、外国捜査機関やICPO（国際刑事警察機構）ルートで具体的情報が我が国に速やかに提供される緊密な関係を構築するとともに、事件化に当たっては、捜査共助要請等により外国捜査機関と連携している。

第5節 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

(1) 企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策

都道府県労働局では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する女性労働者からの相談に対応するとともに、事業主に対して均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント防止対策を実施するよう、行政指導を行っている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントにより精神的なダメージを受けている女性労働者も多いことから、これらの相談者に適切に対処するため、都道府県労働局に「セクシュアルハラスメントカウンセラー」を設置し、相談体制の充実を図っている。

(2) 国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策

公務職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策については、平成11年4月1日に施行されたセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する人事院規則を受けて各省庁においてセクシュアル・ハラスメント防止等に関する部内規程、苦情相談体制等の整備を行っている。

人事院では、セクシュアル・ハラスメントの防止対策について、より組織的、効果的に取り組むため、毎年12月4日から12月10日までを「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」と定め、平成12年度においても、その期間中「シンポジウム」の開催や「セクシュアル・ハラスメントホットライン（一日110番）」の開設を行った。

防衛庁においても、一般職国家公務員と同様の措置を採ることを目的として、平成11年4月に施行された「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令」に基づき職員に対する教育の実施や苦情相談体制の整備などを行った。また、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」期間中に「防衛庁セクシュアル・ハラスメントホットライン」の開設などを行った。

2 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省（文部省）においては、「文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、各国立大学等に対して、その周知徹底を図るとともに、パンフレットの配布やポスターの掲示等による啓発活動の実施、職員に対する研修の実施、相談員の配置等の苦情相談体制の整備について指導を行った。また、公私立大学等に対しても各種会議等の機会を通じ、セクシュアル・ハラスメントの防止等について、同規程の趣旨を踏まえた積極的な取組を促している。さらに、各都道府県・指定都市教育委員会に対しては、セクシュアル・ハラスメント防止に関する取組状況について調査を実施し、結果を公表することにより、各教育委員会の一層の取組を促した。

第6節 ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものである。ストーカー行為の被害者は大半が女性であることから、ストーカー対策は女性に対する暴力への対策としても重要な課題となっている。

このような情勢の中、平成12年5月18日、ストーカー規制法が成立し、同年11月24日に施行された。同法では、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する処罰及び被害者に対する援助措置について定められている。

1 ストーカー行為等への厳正な対処

警察では、平成11年12月に「女性・子どもを守る施策実施要綱」を策定し、同要綱に基づいて、ストーカー事案等については、刑罰法令に抵触する場合には被害者の意思を踏まえて適切に検挙その他の措置を講じることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合であっても防犯指導、関係機関の教示等を行うほか、必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。

また、ストーカー対策ユニットを設置する等の体制の整備に努め、ストーカー事案に厳正に対処している。

2 被害者の支援及び防犯対策

ストーカー規制法では、被害者からの申出に応じ、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことが規定されている。また、ストーカー行為等の発生の防止、被害者の支援については、国、地方公共団体、関係事業者等がそれぞれの立場で必要な措置を講ずるよう努めることが規定されており、ストーカー行為等が行われている地域の住民も被害者に対する援助に努めるものとされている。

警察では、事案に応じて、防犯ブザー、電話録音装置、防犯カメラ等の被害防止物品の貸出し、被害者の再被害等を防止するため緊急時に最寄りの警察署に通報する機能を備えた携帯用自動通報装置の整備、被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること又は被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること等の援助を実施しているほか、被害防止策の検討等に資するストーカー事案の実態把握及び関係機関、関係事業者、関係団体等との連携に努めている。

第8章 生涯を通じた女性の健康支援

女性も男性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえる。とりわけ、女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。このため、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要がある。

1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議においてリプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念が提唱され、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。こうした、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図ることとしている。

第1節 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

(1) 女性の健康問題への取組についての気運の醸成

女性は、その身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、思春期・更年期等ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。厚生労働省（厚生省）では、こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図っている。

(2) 学校における性教育の充実

文部科学省（文部省）では、生徒指導の観点のみでなく、健康教育の観点から性教育（エイズ教育）を効果的に推進するため、小・中・高等学校を含む地域を指定し、実践教育を行うとともに、中央及び地方研修会を開催した。

(3) 性に関する学習機会の充実

文部科学省（文部省）では、都道府県・市町村が行う目的別・対象別の学級・講座等の開設等を奨励しており、その中で性に関する学習や女性の健康問題等を取り扱っている。

厚生労働省（厚生省）では、思春期の男女に対する性や避妊、人工妊娠中絶等に関する相談や情報提供を推進するとともに、乳児院や保育所等の児童福祉施設や市町村が実施する乳幼児健康診査の場で乳幼児と触れ合う機会を提供し、生命の尊厳や性に関する学習活動支援を推進している。

第2節 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

1 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

(1) 女性の健康保持のための事業等の充実

厚生労働省（厚生省）では、避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を整備している。

また、女性の生涯にわたる健康の確立を図るためには、健康施策を総合的に展開する必要があることから、厚生省においては、平成10年5月から「生涯を通じた女性の健康施策に関する研究会」を開催し、11年7月に報告書を取りまとめた。この報告書においては、女性の健康施策に関する今後10年間の目標として、①全国民にリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透を図ること、②人工妊娠中絶を半減させること、③妊産婦死亡率を半減させることを示し、実施すべき施策について提言を行っている。この提言を踏まえ、女性の健康支援施策を関係省庁とも連携して総合的に推進している。

(2) 健康教育の推進

最近の生活様式や地域の社会環境の大きな変化は、子どもたちの心身の発達に種々の影響を与えており、その結果として、体力・運動能力の低下、心身の健康障害や新たな疾病の増加などの問題が起こっている。また、高齢化社会の進展に伴い、生涯を通じた心身の健康の保持増進がより重要となってきている。とりわけ、その身体に妊娠・出産のための仕組みが備わっている女性については、生涯の各ライフステージによって心身の状況や生活の様態の変化も大きいことから、自らの健康の状態や課題を十分に理解し、それに応じて自己管理を行う必要がある。

このため、保健所等において、ライフステージに応じた健康教育を実施しているほか、各学校において健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施するとともに、学校、家庭、地域の連携や健康相談支援のための体制を整備している。

2 妊娠・出産期における女性の健康支援

(1) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っている。

また、推進協議会を開催する等により、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。

(2) 不妊専門相談サービス等の充実

子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報を基にその対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図っている。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。

(3) 周産期医療の充実

母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、妊娠・出産の安全性や快適さを確保するため、周産期医療ネットワークを平成16年度に47都道府県に整備することを目標に、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究を推進している。

(4) 女性の主体的な避妊のための知識等の普及

人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図っている。また、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行っている。

3 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

(1) 成人期、高齢期の健康づくりの支援

ア 生活習慣病の予防対策

老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく保健事業は、心臓病・脳卒中等の生活習慣病が国民の主要な死亡原因であることにかんがみ、壮年期からの健康づくりとこれらの生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図ることを主眼としている。平成12年度からは保健事業第4次計画を策定し、推進を図っている。

生活習慣の改善が最も基本的な予防対策である生活習慣病については、保健事業第4次計画に基づき、健康教育、健康相談等の一次予防の充実・強化を図っている。

イ 健康づくり支援施策の推進

来るべき本格的な少子・高齢社会を健康で活力あるものとし、医療費等の社会保障負担を適正な水準に保っていくためには、単に病気の早期発見や治療にとどまらず、健康を増進し発病を予防する「一次予防」の重視と高度な生活の質の維持が必要であることから、厚生労働省（厚生省）では、関係者の協力を得ながら、国民の健康増進、疾病予防及び生活の質の向上のために国民の保健医療上重要な課題となる対象分野を設定し、保健医療水準の指標となる2010（平成22）年を目標年度とした具体的目標を定め、これを達成するための諸施策を体系化した「健康日本21」を策定し、平成12年から実施している。

さらに、食生活改善推進員（地域において食生活改善を中心とした住民の健康づくりに取り組んでいるボランティア）の養成事業及び食生活改善推進員による地区住民を対象とした健康づくりに関する知識の普及などの活動に対して国庫補助を行っている。

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

また、文部科学省（文部省）、厚生労働省（厚生省）及び農林水産省では、平成12年3月に策定した食生活指針の普及・定着と実践を促すため、連携してその推進を図っており、農林水産省では、各種媒体を通じた全国一斉の普及・啓発活動、地域の食文化や産物を活用した食生活見直しへの取組に対する支援等を実施した。

(2) 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進

骨粗しょう症は、低骨密度者の早期発見、早期対策が予防対策の要であることから、老人保健法に基づく保健事業の一環として、40歳及び50歳の女性を対象として、検診事業等を実施している。

また、市町村の行う子宮がん検診や乳がん検診については、がん検診実施のための指針を示すなど、それら検診が円滑に行われるよう支援している。

(3) 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省（文部省）では、国民の誰もが、どこでも、いつでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、子どもから高齢者、障害者まで様々な人が参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・定着等を推進している。

また、女性のエンパワーメントのための男女共同参画学習促進事業の中で、多様な女性スポーツ・フィットネス活動を促進する事業を委嘱・実施した。

第3節 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

1 HIV／エイズ、性感染症対策

(1) 予防から治療までの総合的なHIV／エイズ対策の推進

我が国におけるエイズの感染拡大傾向に対し、効果的なエイズ対策を総合的に推進するため、厚生労働省（厚生省）では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成11年厚生省告示第217号）に基づき、①医療体制の充実、②相談・指導体制及び検査体制の充実、③研究及び国際協力の推進、④正しい知識の普及啓発、⑤都道府県等におけるエイズ対策促進等総合的なエイズ対策を展開している。

また、国民がHIV／エイズに関する正しい知識を持って感染を予防するとともに、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動が取れることが対策の基本であるため、外国人向けを含むリーフレットやビデオの作成、配布、「世界エイズデー（12月1日）」におけるキャンペーン活動等積極的な啓発活動を展開している。

(2) 性感染症対策の推進

厚生労働省（厚生省）では、性感染症対策について、「性感染症に関する特定感染症予防

指針」(平成12年厚生省告示第15号)を定め、正しい知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、予防、健康診査、相談、治療などの適切な対策の実施を図っている。

(3) HIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進

文部科学省(文部省)では、小・中・高校生用教材の作成・配布、シンポジウムの開催、教職員の研修、エイズ教育推進指定地域の実践研究及びエイズ教育情報ネットワーク整備事業を実施するなど、学校教育におけるエイズ教育の充実を図った。

また、社会教育においては、地域におけるHIV／エイズ問題に関する学習機会の充実、HIV／エイズ問題の正しい知識の普及啓発の推進を図った。

2 薬物乱用対策の推進

(1) 乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶

薬物乱用は、乱用者本人の精神及び身体を健康をむしばみ、胎児にも悪影響を及ぼすと報告されているばかりでなく、殺人、傷害等の凶悪犯罪を誘発し、安全な社会の基盤をも揺るがしかねない行為である。

我が国の薬物事犯の9割以上を占める覚せい剤事犯の検挙人員に占める女性の割合は第2-8-1表のとおりである。

警察では、薬物密輸・密売組織の徹底壊滅を図るなど、乱用薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動を通じて薬物乱用を断固拒絶する社会環境づく

第2-8-1表 覚せい剤事犯男女別検挙状況の推移

区 分 \ 年	平成5年	6	7	8	9	10	11	12
総 数 (人)	15,495	14,896	17,364	19,661	19,937	17,084	18,491	19,156
うち男(人)	12,619	12,063	14,126	15,930	16,044	13,761	14,921	15,561
うち女(人)	2,876	2,833	3,238	3,731	3,893	3,323	3,570	3,595
女性の比率(%)	18.6	19.0	18.6	19.0	19.5	19.5	19.3	18.8

資料出所：警察庁・厚生労働省・海上保安庁調べ

第2-8-2表 覚せい剤事犯で検挙した少年の推移

	平成4年	5	6	7	8	9	10	11	12
総 数 (人)	1,001	980	827	1,079	1,436	1,596	1,070	996	1,137
うち女子(人)	520	494	446	540	676	742	537	494	559
総数に占める女子の割合(%)	51.9	50.4	53.9	50.0	47.1	46.5	50.2	49.6	49.2

資料出所：警察庁調べ(麻薬特例法違反を含む)

りを積極的に推進し、需要の根絶に努めている。

(2) 少女による薬物乱用対策の推進

少年による覚せい剤乱用は依然として深刻な状況にあるが、乱用少年のうち約半数は少女による乱用である（第2-8-2表）。警察では、薬物の供給源に対する取締り、薬物乱用少女の早期発見・補導、再乱用防止のための関係機関・団体と連携した継続的な補導活動等を推進している。特に、再乱用防止対策については、各機関の専門家を構成員とするチームによるフォローアップ・モデル事業を推進している。また、警察職員を学校に派遣して薬物乱用防止教室を積極的に開催（平成11年度中には、全国の高校の75.0%、中学の62.9%で開催）しているほか、家庭、地域に対する幅広い広報啓発活動に取り組んでいる。

(3) 薬物乱用防止教育の充実

文部科学省（文部省）では、初等中等教育段階からの薬物乱用防止に関する指導の重要性にかんがみ、小学生を対象とした薬物乱用防止教育教材の作成・配布、広報啓発の推進、シンポジウムの開催などを実施するとともに、引き続き、研修会の開催、中・高等学校用パンフレットの作成・配布等の施策を実施した。

(4) 薬物乱用を許さない社会環境の形成

厚生労働省（厚生省）では、薬物乱用を許さない社会環境の確立のため、「不正大麻・けし撲滅運動」、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」及び「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」を全国的に実施している。また、（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターを活用し、薬物乱用防止キャラバンカーを用いた学校等への訪問指導、ビデオ、薬物乱用防止読本、ポスターなど各種啓発資材の作成・配布、啓発用インターネットホームページの運営等を行っているほか、全国の中学・高校における薬物乱用防止教室等に麻薬取締官OBを派遣する等、総合的な啓発活動を実施している。特に薬物乱用防止キャラバンカーについては、平成13年度から8台の運行体制を確保した。

第9章 メディアにおける女性の人権の尊重

世界規模の情報通信技術による産業・社会構造の変革、いわゆるIT革命は、女性が情報発信を行うことを容易にし、新たなネットワークの拡大に資する。また、メディアを通じて女性の様々な参画の姿が広く伝達されることは、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することにつながる。一方で、一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも現状においては少なくない。表現の自由はもとより、表現される側の人権についても同様に尊重されるよう、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進めている。

第1節 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

1 メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進

(1) メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援

人権擁護推進審議会では、メディアによる人権侵害の問題も含め、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について調査審議がなされている。

(2) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府（総務庁）では、青少年の健全な育成の観点から、メディア関係団体と意見交換を行う等により、性・暴力表現についての自主的な取組の促進を図っている。また、(社)青少年育成国民会議が平成13年2月に実施した「青少年と社会環境に関する中央大会」に対して助成を行った。

警察では、青少年保護育成条例（46都道府県で制定）により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置の促進を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

文部科学省（文部省）では、メディア上の有害情報について、青少年に対する悪影響が懸念される状況であることを踏まえ、平成12年12月、文部大臣（現文部科学大臣）より(社)

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

日本民間放送連盟，映倫管理委員会，日本ビデオ倫理協会，(社)日本フランチャイズチェーン協会等に対して，自主規制の徹底を要請した。また，PTAによるテレビ番組の全国モニタリング調査を引き続き支援した。

総務省（郵政省）では，平成12年3月，首都圏の小学生3・4年生とその保護者を対象に，青少年のテレビやテレビゲームとの接触状況，暴力行使経験及び暴力許容度等についてのアンケート調査を実施し，同年7月に報告書を取りまとめた。

(3) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

児童ポルノは，対象となった児童の権利に対する重大な侵害であり，その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから，児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを積極的に推進しており，平成12年中に国民の国外犯を含めて，児童ポルノ事犯で170件，164人を検挙している。

また，被害少女に対しては，関係機関等と連携しつつ，必要に応じ継続的な支援等を実施するなどの保護対策を推進している。

(4) 地域の環境浄化のための啓発活動の推進

内閣府（総務庁）では，青少年の健全育成の観点から，地域の団体，住民による環境浄化活動を推進している。

2 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

(1) 現行法令の適用による取締りの強化

警察では，ネット上に流通するわいせつな情報や性を商品化した違法・有害情報を，サイバーパトロール等を通じて早期に把握し，違法情報については刑法第175条，児童買春・児童ポルノ法等現行法令の適用による取締りを強化するとともに，有害情報については，関係団体に通報するなどして自主的措置の促進を図っている。

また，風営適正化法が改正され，インターネット等を通じてポルノ映像を客に伝達する営業者について，公安委員会に対する届出が義務付けられ，18歳未満の年少者を客とすることが禁止されているほか，インターネット接続業者が，そのサーバ・コンピュータにわいせつな映像が記録されたことを知ったときの措置について規定が設けられており，同法の適正な運用に努めている。

(2) インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発，普及

総務省（郵政省）では，地方公共団体や教育団体との連携により，青少年保護のため受信者側においてインターネット上の有害情報を格付け（レイティング），選別（フィルタリング）する技術の研究開発を行う等，教育機関等におけるインターネットの利用環境の整備を図っている。

経済産業省（通商産業省）では、（財）ニューメディア開発協会及び電子ネットワーク協議会を通じて、受信者側でインターネットにおける有害情報を選択的に排除できるフィルタリングシステムを開発し、無償で広く一般の利用に提供しており、さらに、フィルタリングの高速化等システムの高度化を行っている。

(3) 接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進

総務省（郵政省）では、インターネット等新たなメディアにおける情報についても、従来のメディアと同じく一定のルールが必要であることから、接続事業者等に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供を行う者のモラルを確立するため、広報啓発活動を推進している。

警察では、都道府県単位での「プロバイダ等連絡協議会」の設置を推進して、プロバイダ等との連携を強め、プロバイダ等による違法・有害情報の自主的措置に係るルールの形成などを促進している。

(4) 自主ガイドラインの策定の支援等

総務省（郵政省）では、プロバイダ等の団体である（社）テレコムサービス協会において策定した、自主規制のためのガイドライン（平成10年2月）及びこのガイドラインの趣旨を具体化するためのモデル契約約款（11年1月）の周知、普及等の取組を支援している。

経済産業省（通商産業省）では、電子ネットワーク協議会が作成・公表した、インターネット時代の企業活動における会社と社員の認識ギャップを埋めるための「インターネット利用のための社内ルールガイドライン」（平成13年2月）、教育の情報化の進展を踏まえた「インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集」（こども版／教師・保護者版）（11年9月）などの民間の自主的な取組を支援している。

(5) インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討

近年のインターネットの爆発的な普及に伴い、利用者の利便性が向上している反面、インターネット上では、わいせつ情報を始めとした違法・有害情報の流通が社会問題化している。こうした問題に対処するため、郵政省では、平成12年5月から「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会」を開催し、同年12月に報告書を取りまとめた。報告書では、プロバイダ等による自主的な対応を更に促進し、その実効性を高めるため、プロバイダ等の責任の明確化及び発信者情報の開示についてのルールの整備を図るとともに、受信者側においてパソコンの画面上に表示させることを望まない情報を遮断するための技術であるラベリング・フィルタリング技術の普及促進を図ることが提言された。今後、総務省（郵政省）では、本研究会の提言を踏まえ、インターネットの利用環境整備について取り組んでいくこととしている。

3 メディア・リテラシーの向上

(1) メディア・リテラシー向上のための広報・啓発

郵政省では、平成11年11月から12年6月まで「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」を開催し、メディア・リテラシーの向上に向けた施策の方向性について検討を行った。本研究会の提言を受け、総務省（郵政省）では、メディア・リテラシー教材の開発に取り組んでいる。

(2) 情報教育の推進

文部科学省（文部省）では、学校教育、社会教育を通じて、情報そのものを主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めているほか、学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めている。

第2節 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、公的機関の広報・出版物等について、男女共同参画の視点からのガイドラインを策定することとし、その検討のため、内閣府（総理府）では、平成11年度から2年度にわたり、諸外国における同種のガイドラインの策定状況や我が国における公的広報・出版物の実態等について委託調査研究を行った。

第10章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図っている。

また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義をもつことから、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を促進するための施策を推進している。

第1節 男女平等を推進する教育・学習

1 初等中等教育の充実

(1) 学校教育全体を通じた指導の充実等

小学校、中学校及び高等学校における男女平等に関する教育は、児童生徒の心身の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳及び特別活動等を中心に指導している。具体的には、①小学校では、男女の協力の大切さなど、②中学校では、家族制度における両性の本質的な平等や異性についての理解など、③高等学校では、人間の尊厳と平等、男女相互の理解と協力などをそれぞれ指導している。

新学習指導要領（小・中学校：平成14年度から全面実施、高等学校：15年度から学年進行で実施）においては、これまでの扱いに加え、中学校の特別活動や、高等学校の公民科、家庭科において、「男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性」、「職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること」などについて指導の充実を図っている。

新学習指導要領の趣旨の周知を図るため、新教育課程説明会等を開催するとともに、学習指導要領解説を刊行したところである。

(2) 家庭科教育の充実

家庭科教育については、核家族化、高齢化などの家庭を取り巻く社会や環境の変化等に対応し、男女が協力して家庭生活を築いていくことなどの観点から、平成6年度より、男女同一の教育課程により行われている。また、今回の学習指導要領の改訂に当たっては、家庭や生活の営みを人の一生とのかかわりの中で総合的にとらえ、男女が相互に協力して家族の一

員としての役割を果たし、家庭生活を主体的に営む能力と態度を育てることを重視した。

文部科学省（文部省）では、新教育課程説明会等を開催し、学習指導要領の改訂の趣旨の周知に努めるとともに、学習指導要領の円滑な実施のために、教員研修の充実、施設や設備の整備・充実等所要の措置を講じている。

2 高等教育の充実

(1) 高等教育機関における男女共同参画の推進

平成12年5月には、国立大学協会の男女共同参画に関するワーキンググループが、国立大学における男女共同参画を推進するための提言を行ったところであり、こうした提言等を踏まえ、各国立大学において学術・研究の分野における女性の参画の促進が図られている。

また、文部科学省（文部省）においては、各大学に対して、女性教員の採用の配慮等について、各種会議の場をとらえて協力を要請している。

(2) 奨学金制度の充実

文部科学省（文部省）では、次代を担う学生が経済的に自立し、安心して学べるようにするため、希望する学生が貸与を受けられるよう、奨学金制度の充実を図っている。

3 社会教育の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

子どものいる親等を対象とした家庭教育学級、親になる前の新婚期、妊娠期の男女を対象とした学級等において、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を尊重し助け合うような人間形成に関する内容をテーマに取り上げたり、女性学級等の学級・講座においても家庭生活における男女共同参画に関するテーマを取り上げるなどの学習が行われている。文部科学省（文部省）では、市町村が行うこれらの学級・講座等のうち、モデル的な事業に対して助成した。

(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供

文部科学省（文部省）では、「地域社会教育活動総合事業」を通じて、市町村が行う男女共同参画社会の形成等の現代的課題に関する学級・講座や女性問題学習講座の開設に努めるとともに、都道府県が行う男女共同参画アドバイザーの養成等に対して助成した。

また、青年男女を対象に、大学等の高等教育機関や生涯学習関連施設等を拠点に、家庭、地域、職場における男女の共同参画に関する学習機会を提供するための実践的な調査研究事業として「青年男女の共同参画セミナー」を実施し、男女が多様な役割を担い、自らの人生を主体的に選択し、展開していく能力の育成を図った。

(3) 固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育についての調査研究の充実

個性を大切にし、理由のない男女の固定的役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点に立った教育を家庭及び地域で推進するため、教育研究者、民間団体等の連携により、地域社会全体で取り組むモデル的な事業を実施した。

さらに、国立女性教育会館（国立婦人教育会館）では、国連特別総会「女性2000年会議」の成果を受け、草の根から地球規模までの男女共同参画に関する研究・情報交流を提供する「女性学・ジェンダー研究国際フォーラム」を主催し、約1,700人が参加した。

4 教育関係者の意識啓発

人々の男女平等をめぐる意識の涵養を図るため、文部科学省（文部省）では、男女平等をめぐる意識の涵養を図るための学習プログラムの研究や教材の開発等を実施する都道府県に対して助成を行うとともに、教職員等中央研修講座において男女共同参画社会についての講義を行った。

社会教育主事、社会教育指導員等社会教育に携わる指導者向けの男女共同参画に関する指導資料等の研究開発や、男女共同参画を進める意識や価値観を育む家庭教育推進方策に関する調査研究を行った。

また、国立女性教育会館（国立婦人教育会館）では、生涯学習の観点から、教育職員の男女平等理解の促進に必要な知識の習得及びジェンダーに敏感な視点の定着を目的として「教師のための男女平等教育セミナー」を開催した。

5 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実

女性学に関する研究、教育の充実に資するため、国立女性教育会館（国立婦人教育会館）では、我が国の高等教育機関における女性学関連分野の教育・研究動向を調査（高等教育機関における女性学関連科目等調査）し、データベース化してインターネットのホームページ上で公開している。

また、大学等に設けられた女性学・ジェンダー研究に関する研究機関が、女性学やジェンダー研究に関する多彩な研究や学生の研究指導を行っているほか、シンポジウム・セミナーの開催や年報等の刊行を通じて情報を提供している。さらに、科学研究費補助金の時限付き分科細目として「ジェンダー」（設定期間：平成13～15年度）を設けることとし、日本学術振興会において公募を開始した。

日本学術会議においては、12年10月に「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」を設置し、ジェンダー問題に関して、人口、健康、暴力等の観点から多角的な検討を開始している。

第2節 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

1 生涯学習の推進

(1) リカレント教育の推進

文部科学省（文部省）においては、学校での社会人再教育へのニーズの高まり等を背景に、各大学における社会人特別選抜の導入、夜間部・昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の活用など社会人の学習機会の充実に努めている。

また、平成12年度より、高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院修士課程（専門大学院）の設置や大学院修士課程における1年制コース・長期在学コースの設置を可能とした。

さらに、平成12年度末に大学設置基準等の改正を行い、通信制の大学については卒業に必要な124単位すべてを、また、通学制の大学については最大60単位まで、インターネットを利用した授業により修得することが可能となった。

(2) 放送大学の整備等

ア 放送大学

放送大学は、テレビ・ラジオの放送を利用し、大学教育の機会を広く国民に提供することを目的として、昭和58年度に設置され、平成10年に全国放送を開始した。12年度第2学期においては、8万4,086人（うち、女性は4万5,634人）の学生が学んでおり、13年3月までに、1万8,227人（うち女性が1万1,253人）の卒業生を送り出している。

イ 単位制高等学校

単位制高等学校は、誰でもいつでも高等学校教育を受けられるよう、学年による教育課程の枠を設けず単位制のみにより教育課程を編成した高等学校である。平成12年度には、47都道府県において332校設置されている。

ウ 専修学校

専修学校は、昭和51年に発足し、社会の実状に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として着実な発展を続けている。平成12年5月には学校数3,551校、生徒数75万人（うち女性40万6,000人）に達している。

(3) 学校施設の開放促進等

平成9年5月において何らかの形で施設の開放を行っている公立学校は、小学校94.0%、中学校88.2%、高等学校65.0%に及んでいる。大学についても、9年度において国公立を合わせて403大学が体育施設の開放を行った。また、学校を地域住民が学習活動の拠点とするため、文部科学省（文部省）では、教職員、保護者、地域住民等の連携協力のために必要

となる会議室（学校評議員室等）、ボランティア等控室、多目的活動ホール等の整備や、屋内運動場に会議室や更衣室を持つ施設の整備に対する補助を行った。

(4) 青少年の体験活動等の充実

平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、文部科学省（文部省）では、13年度までの3か年に、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの様々な活動を振興する体制を整備することを目的とした「全国子どもプラン」を策定し、11年度から子どもたちの体験活動を推進するための各種事業を実施している。

(5) 民間教育事業との連携

文部科学省（文部省）では、学習需要の増大・多様化に適切に対応していく観点から、カルチャーセンターや学習塾等の民間教育事業者と随時意見交換を行うなど、教育行政機関と民間教育事業との適切な連携協力の推進を図った。

さらに、経済産業省（通商産業省）では、生涯学習の振興方策の研究等をするため、商工会議所を活用した国際シンポジウムを開催し、生涯学習機会の提供を行っている。

(6) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

文部科学省（文部省）では、IT普及国民運動の一環として、高齢者や女性等がパソコンやインターネットの操作等を学習するため、公民館や図書館等の社会教育施設におけるIT学習環境の整備を進めているところである。また、衛星通信を利用した教育情報通信ネットワークの高度化を推進するための調査研究を実施しているところである。

(7) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省（文部省）では、人々が社会生活を営む上で理解し、体得しておくことが望まれる現代的課題や地域の実情に応じた学習活動に関する学習機会を提供するため、市町村が行う学級・講座などへの助成を行っている。

(8) 学習成果の適切な評価

文部科学省認定技能審査は、知識・技能の水準を審査証明する事業のうち奨励すべきものを文部科学大臣が認定する制度である。現在文部科学省認定技能審査として認められているものは、実用英語技能検定など25種目であり、平成11年度の志願者数合計は603万922人、合格者数合計は310万4,251人となっている。

2 エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

(1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省（文部省）では、女性を対象とする女性学級において、女性の生活上の課題についての学習等の普及奨励に努めている。また、「広域学習サービスのための体制整備事業」の男女共同参画学習コースにおいて、大学等と連携した高度で専門的な学習機会を提供

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

するウィメンズ・ライフロング・カレッジの開設を助成した。

(2) 女性の能力開発の促進

文部科学省（文部省）では、女性の地位向上や能力の開発を図るため、女性学級などにおいて再就職に必要な知識、技術、心構え等の学習の普及奨励に努めている。また、女性のエンパワーメントの促進のため、女性団体・グループが男性とのパートナーシップを図りつつ、男女共同参画の視点から男女共同参画社会づくり等に参画する事業を推進した。

(3) 女性の学習グループの支援

文部科学省（文部省）は、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう、女性教育指導者の養成に努めた。

(4) 国立女性教育会館の事業の充実等

国立女性教育会館（国立婦人教育会館）は、国立唯一の女性教育施設として、女性教育指導者やその他の女性教育関係者に対する実践的な研修、専門的な調査研究及び女性・家族・家庭に関する情報収集・提供等、男女共同参画社会の形成に資する事業を実施している。利用者数は、事業開始以来、平成12年12月末までで4万団体、延べ240万人に達している。

ア 研修・交流事業の充実

全国的規模の研修・交流事業としては、「婦人教育施設職員のためのセミナー」、「NWEC（国立女性教育会館）アドバンストコース」、「教師のための男女平等教育セミナー」、「女性学ジェンダー研究国際フォーラム」、「家庭・地域で担う子育て支援セミナー」、「ヌエック・フェスティバル2000」、「フォーラム家庭教育」を実施した。また、全国5か所の生涯学習関連施設等との共催により「男女共同参画学習推進フォーラム」を実施した。

イ 調査研究事業の充実

専門的な調査研究事業としては、「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」（3年計画の2年次）、「男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究」（3年計画の3年次）、「地域の子育て環境づくりに関する調査研究」（3年計画の3年次）、「家庭教育に関するマルチメディアデータの調査研究」等を行い、その成果を研修、交流、情報の事業に反映させている。

そのほか、韓国女性開発院との共同研究として「女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究」を開始した。

その他の事業としては、研究成果の普及を図るため「ヌエック公開シンポジウム」の開催、「国立婦人教育会館研究紀要（第4号）」の刊行等を行った。

ウ 情報事業の充実

女性教育情報センターでは、女性及び家族等に関する各種データベースの提供、レファレ

ンス・サービス及び文献複写，情報資料の閲覧・貸出，展示，情報研修プログラムの提供，「WINET情報」や海外への情報提供を行う「NWEC Newsletter」等の情報資料の作成・配布を行った。開室以来，平成12年12月末の利用者数は約16万3千人である。女性情報検索システムの WinetCASS (Women's Information NETwork Cross Access Search System) を整備し，女性情報のポータルサイトとしての機能の充実を図るとともに，会館作成の図書資料・地方行政資料・和雑誌記事索引・新聞記事索引の「文献情報データベース」，女性関連施設等の概要・実施事業，高等教育機関における女性学関連科目，女性に関する統計の「調査情報データベース」，等において最新情報をインターネットのホームページ (<http://www.nwec.go.jp>) で公開し，利用に供した。さらに，女性教育情報センターは，国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) のアジア太平洋地域における女性情報ネットワーク (WINAP) において情報のフォーカルポイントの一つに挙げられていることから，国内外の関連機関・施設，団体・グループ，個人等との女性情報ネットワークの拠点として活動の充実を図った。

エ 女性教育施設の支援

文部科学省（文部省）においては，国立女性教育会館（国立婦人教育会館）を中心に，各地の公私立女性教育施設が行う各種の活動の支援に努めている。

3 進路・就職指導の充実

(1) 進路指導の充実

中学校及び高等学校では，男女の差別なく，生徒が自らの生き方を考え，主体的に進路を選択することができるよう，計画的・組織的に進路指導を行っている。

また，生徒に望ましい職業観・勤労観の育成を図るため，中学生の職場体験や高校生のインターンシップの推進方策等について研究を行う「キャリア体験等進路指導総合改善事業」を全国49地域で実施するとともに，「進路指導担当者研究協議会」を全国6ブロックで開催した。

(2) 女子高校生，女子学生に対する職業意識の醸成，意識啓発の実施

厚生労働省（労働省）では，女子高校生，女子学生の能力・適性に応じた幅広い職業選択を促すため，意識啓発セミナーの開催，就職ガイドブックの作成配布等により，意識啓発を行っている。

(3) 就職指導の充実

女子学生の就職については，男子学生に比べて採用情報の入手や会社訪問の際の対応などで不利に扱われているということが指摘されている。

このため文部科学省（文部省）では，従来から各大学等に対して，就職指導や職業相談体

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

制の充実を求めるとともに、学生の就職機会の拡充を図るため、大学側及び企業側双方の参加を得て、平成7年度から「全国就職指導ガイダンス」を開催している。また、文部科学大臣（文部大臣）が、経済関係団体に対して、学生の雇用枠の拡大や女子学生が実質的に男子学生と均等な機会が与えられるよう要請を行っているところである。

また、女子学生の就職問題の背景には、企業の求人職種と女子学生の希望職種とのミスマッチが大きいことにも一因があることから、都道府県労働局では、女子学生に対して、意識啓発セミナーの開催や就職ガイドブックの配布により、適切な職業選択を行えるよう啓発を図っている。

また、都道府県労働局では、女子高校生、学校の進路指導担当者等に対して、セミナーの開催や就職リーフレットの配布により進路決定に必要な情報提供を行い、性別にとらわれない職業意識の啓発を推進している。

第11章 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

我が国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられている。

1995（平成7）年9月に第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」は、女性の地位向上に当たって、平等・開発・平和の3つの目標が不可欠であり、一体として機能するものであることを改めて確認した。2000（平成12）年6月には、第4回世界女性会議のフォローアップとして、第23回国連特別総会「女性2000年会議－21世紀に向けた男女平等・開発・平和」（以下「女性2000年会議」という。）が開催され、上記の行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）として取りまとめられた。

第1節 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、女性2000年会議の成果文書、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるよう努めている。

(1) 国際規範、国際基準等の国内への取り入れ

我が国は、第4回世界女性会議において採択された「北京行動綱領」の要請を受け、1996（平成8）年12月に「男女共同参画2000年プラン」を策定し、「北京行動綱領」で提示された新たな国際規範・基準を国内に取り入れ、諸施策を推進した。

女性2000年会議の結果については、男女共同参画審議会に報告され、同審議会はその成果を視野に入れて調査審議を行い、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－」及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」を答申した。

政府は、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定するに当たって、男女共同参画審議会の上記2つの答申を踏まえるとともに、女性2000年会議の成果についても、その取り入れを図るための必要な施策を盛り込むこととした。

(2) 未締結の条約に関する検討

女性にかかわりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、男女共同参画の観点から積極的な対応を図ることとし、また国際機関等

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

において検討が進められている女性にかかわりの深い国際文書の作成等についてもその動向に配慮してきた。

平成12年4月と10月に、総理府は女子差別撤廃委員会委員より同委員会で検討中の女子差別撤廃条約選択議定書の審議状況について知るため、関係諸団体等からの参加者を交えた報告会を開催した。

(3) 「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進

ア 「人権教育のための国連10年」について

1993（平成5）年6月、世界人権会議（ウィーン）において採択された「ウィーン宣言及び行動計画」を受け、1994（平成6）年12月、第49回国連総会は、1995（平成7）年1月1日から「人権教育のための国連10年」が開始されることを宣言する決議を採択し、同年12月、第50回国連総会は、国内行動計画の策定及び実施等を通じた「人権教育のための国連10年」の実施を各国政府に呼びかける旨の決議を採択した。

国連の『「人権教育のための国連10年（1995年～2004年）」行動計画』によれば、この「10年」における「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化（Universal Culture）を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。

イ 「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進

平成7年12月、内閣に、人権教育のための国連10年推進本部が設置され、同本部は、9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめ公表した。12年9月には、11年度における実施状況を中心として国内行動計画の推進状況について取りまとめ公表した。

第2節 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

我が国は、国際社会の一員として、世界の女性の地位向上のために積極的に貢献するとともに、地球社会における平等・開発・平和の目標達成のために重要な役割を果たすことが期待されている。この目標達成のために我が国は、内外のNGOとの協力・連携を図りつつ、国連諸機関の諸活動に対する積極的な協力、開発途上国の女性支援の推進、平和への女性の貢献の促進、国際交流の推進等に努めている。

1 国連の諸活動への協力

(1) 女性2000年会議

ア 概要

女性2000年会議は、2000（平成12）年6月5日から10日まで、国連特別総会として、

ニューヨークで開催された。この会議は、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに、1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議以降の国際情勢の変化を踏まえ、1985（昭和60）年にナイロビで開催された「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議において採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」及び第4回世界女性会議において採択された「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況を検討・評価するとともに、それらの完全実施に向けた今後の戦略について協議することを目的として開催された。

国連では、女性2000年会議の準備の一環として、各国における同綱領の実施状況についての質問状を加盟国に発出した。我が国はこれを受け、広く一般から寄せられた意見等を踏まえて、同綱領の実施状況や今後の展望等を内容とする回答を作成し、平成11年4月28日国連に提出した。会議では、これら各国からの回答も考慮した上で議論が行われ、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択された。

イ 女性2000年会議日本国内委員会の開催

我が国は、女性2000年会議に向けて、広く民間団体などとの連携を図るため、民間有識者と各省庁の局長クラスからなる「女性2000年会議日本国内委員会」を開催した。また、同委員会の下に置かれた有識者部会によって女性2000年会議に向けての情報を国内に提供するために、関連する国際会議についての報告会の開催やニューズレターの発行を行った（詳細は第12章第2節2参照）。

ウ 女性2000年会議の広報

女性2000年会議の経緯と準備状況については、事前段階から情報の提供に努めてきたが、女性2000年会議終了後、総理府はその成果や意義について、男女共同参画審議会等の各種会議において報告・広報を行うとともに、採択された文書について日本語仮訳を作成し、国内各方面への周知に努めた。

(2) 会議・委員会等への協力

ア 国連婦人の地位委員会（Commission on the Status of Women : CSW）

我が国は、2000（平成12）年5月に行われた婦人の地位委員会委員国選挙に当選し、2004（平成14）年まで引き続き委員国となることが決定した。

第45回婦人の地位委員会（2001年3月6日～3月17日）は、「人種主義とジェンダー」、「女性・女兒とHIV/AIDS」に関する協議のほか、今後の委員会の作業方法、2002～6年に取り上げるべきテーマにつき協議された。

同委員会には、目黒依子上智大学教授が日本代表として出席した（第2-11-1表参照）。

イ 国連総会第3委員会「女性の地位向上」審議

第55回国連総会第3委員会は、2000（平成12）年10月6日から10日まで「女性の地位向

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第2-11-1表 婦人の地位委員会
(Commission on the Status of Women : CSW)

1. 委員国総数：45か国（1989年経済社会理事会決定により32か国より拡大）
2. 任期：4年
3. 委員国構成

	1998～2001 (10)	1999～2001 (11)	2000～2003 (10)	2001～2004 (11)
アフリカ (13)	ウガンダ レソト 象牙海岸 ルワンダ スーダン	エジプト セネガル ブルンデイ	ベニン マラウイ	チュニジア タンザニア ギニア
アジア (11)	スリランカ イラン インド 韓国 マレーシア	モンゴル 北朝鮮	中国 キルギスタン	日本 パキスタン
東欧 (4)		ロシア リトアニア	クロアチア	アゼルバイ ジャン
ラ米 (9)	キューバ セント・ルシア ボリヴィア	メキシコ	ブラジル チリ ドミニカ共和国	アルゼンチン ペルー
西欧その他 (8)		イタリア ベルギー トルコ	デンマーク 米 国	英 国 ド イ ツ オ ラ ン ダ

上」(議題109)の下で一般討論が行われた。また、名誉犯罪、女性と女兒の売買、第4回世界女性会議及び女性2000年会議のフォローアップに関する決議等を含む7本の決議が審議採択された。

なお、我が国からは、民間女性が第12回国連総会（1957年）より継続して、政府代表団の一員として国連総会第3委員会に出席しており、第55回国連総会には、柳川恒子弁護士（女性法律家協会）が出席した。

ウ 女子差別撤廃委員会 (Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW)

第23回女子差別撤廃委員会は、2000（平成12）年6月12日から6月30日まで開催され、オーストリア、イラク等7か国における女子差別撤廃条約の実施状況に関する報告書を審議した。

第24回女子差別撤廃委員会は、2001（平成13）年1月15日から2月2日まで開催され、

第2-11-2表 女子差別撤廃委員会

1. 設立

女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置された。1982年4月、同委員会の第1回選出が行われた。

2. 機能

- (1) 毎年会合を開き、締約国が提出する同条約の履行のために採った立法上、司法上、行政上の措置等に関する報告を検討すること。
- (2) 委員会の活動を経済社会理事会を通じて国連総会に報告すること。
- (3) 締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うこと。

3. 構成

- (1) 締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する23人の個人資格の専門家により構成（我が国よりは、多谷千香子東京高等検察庁検事が2002年末までの任期中で委員として参加）。
- (2) 委員は同条約の締約国会合で行われる選挙により選出され、任期は4年（2年毎に委員の半数を改選）。
- (3) 委員の国籍（2001-2002年現在）
 ガーナ、トルコ、チュニジア、イタリア、中国、エジプト、キューバ、メキシコ、スリランカ、セント・キッツ・ネイヴィス、韓国、フィリピン、南アフリカ、アルゼンチン、ドイツ、イスラエル、日本、フランス、ポルトガル、インドネシア、タンザニア、スウェーデン、ナイジェリア

フィンランド、モンゴル等8か国における女子差別撤廃条約の実施状況に関する報告書を審議した。また、女子差別撤廃条約選択議定書の手続規則が採択された。

(3) 国連機関・基金等への協力

ア 国連婦人開発基金(United Nations Development Fund for Women: UNIFEM)
 国連婦人開発基金（UNIFEM）は、国連婦人の十年基金が「国連婦人の十年」（1976～1985年）以降も名称を変更して継続されたもので、開発途上国の女性の地位向上や開発への女性の参加促進のための活動を行っている。本基金は、開発途上国政府やNGO等の要請に基づき、女性関係プロジェクトに対し援助を行っており、1999（平成11）年には44件の新規案件を含むプロジェクトを100か国以上の地域で行った。我が国は本基金に対し、継続的に拠出を行ってきており、平成12年度には141.6万ドル拠出している。

なお、我が国が第4回世界女性会議のフォローアップの一環として第50回国連総会第3委員会に提出した「女性に対する暴力撤廃に向けての国連婦人開発基金の役割」決議に基づき、UNIFEMの中に女性に対する暴力撤廃のための信託基金が1996（平成8）年の9月に設置され、我が国はこの信託基金に対し平成12年度には40万米ドルの協力を行った。

イ 国際婦人調査訓練研修所 (International Research and Training Institute for the Advancement of Women : INSTRAW)

国際婦人調査訓練研修所は、国際婦人年世界会議（1975年、メキシコ・シティー）の決定に基づき、第30回国連総会決議により設立が決定されたもので、本部は、サント・ドミンゴ（ドミニカ共和国）にある。この研修所は、女性の地位向上や開発への女性の参加を促進するための調査研究、ワークショップやセミナー等の開催、研修等の活動を行っている。我が国は、同研修所に対し継続的に拠出を行ってきており、平成12年度には6.5万米ドルを拠出している。

ウ 国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO)

国連教育科学文化機関（ユネスコ）は、2000－2001年事業計画・予算において女性、青少年、後発開発途上国及びアフリカをユネスコ事業全体における優先グループとして位置付け、女性に対する識字教育及び基礎教育の普及、科学技術教育・科学研究への女性の参加の促進などに関連した諸事業を実施した。

我が国は、識字教育信託基金及びコミュニティー識字センター信託基金をユネスコに拠出し、アジア・太平洋地域における成人非識字者の3分の2を占める女性への識字の普及に積極的に協力するとともに、財団法人ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）や国立大学等において識字教材開発事業等を実施した。

2 WID (Women in Development:途上国の女性支援)／ジェンダーの推進

(1) 基本的な考え方

世界の人口の約半分は女性であり、均衡のとれた持続的な経済・社会開発を実現するためには、女性が男性とともに経済・社会開発に参加し、同時に開発から受益することが可能でなくてはならない。

開発における男女の平等な参加と受益に向けて努力することは、一義的にはその国自身の課題である。しかし、先進国が開発における女性の参加と受益にも配慮した開発援助を実施することを通じて、開発途上国の努力を支援することができる。このようなWID／ジェンダーに配慮した開発援助は、均衡のとれた持続的な開発に貢献し、開発途上国の女性のエンパワーメントなどを促進することになる。

我が国は、従来より、国連や経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）等を始めとする国際社会における動向を踏まえながらWID／ジェンダーを推進してきており、また、「政府開発援助大綱」（平成4年6月30日閣議決定）において、援助の効果的実施のための方策のひとつとして、「開発への女性の積極的参加および開発からの女性の受益の確保

について十分配慮する」と明記している。

1998（平成10）年2月、OECD/DACで「ジェンダー平等/WID指針」が採択された。この新たな「指針」は、従来のWID/ジェンダーをも包含するジェンダーの視点への変化を反映したものとされている。我が国としても、引き続き、WID/ジェンダーの観点から、男女格差の是正を念頭におきつつ、社会全体の持続可能な経済・社会開発を目標としていくこととしている。さらに、平成11年8月に公表された「政府開発援助に関する中期政策」においても、「貧困対策や社会開発分野への支援」の項で「開発途上国における女性支援（WID）/ジェンダー」を重点的に取り組むべき課題の一つと位置付けている。

(2) WIDイニシアティブの推進

上記の基本的な考え方に立ち、我が国は第4回世界女性会議において、「WIDイニシアティブ」を発表し、特に、女性の「教育」、「健康」、「経済・社会活動への参加」の3つの分野を中心に、今後とも開発援助の拡充に努力していくことを表明した。

このイニシアティブは、我が国が開発援助の実施に当たり、就学、就業、出産、経済・社会活動といった女性の一生のすべての段階を通じて、女性のエンパワーメントと男女格差の是正に配慮するものである。

ア 教育

開発途上国及び他の援助国と協力しつつ、2005（平成17）年までに、開発途上国における6歳から11歳までの男女格差をなくすことを目指す努力を支援している。また、同様にして、2010（平成22）年までに開発途上国の6歳から11歳までの女子のほぼ全員が男子と同様に学校教育を受けられるようにすることを目指す努力を支援している。

イ 健康

開発途上国及び他の援助国と協力しつつ、すべての国・地域で、2010（平成22）年までに、妊産婦死亡率（出生率10万人当たりの妊産婦の死亡者数）を200以下に下げることを目指す努力を支援している。また、同様にして、2015（平成27）年までに乳児死亡率（出生1,000人当たりの1歳未満の子どもの死亡者数）を35以下に下げることを目指す努力を支援している。

ウ 経済・社会活動への参加

女性のための適正技術の研修・訓練の場の提供、女性の労働環境の改善、女性問題関連の法律・制度の整備のための協力を行っている。また、経済活動への女性の参加を促進する上で、女性の起業家が多い零細企業の育成を支援していくことが有益である。我が国は、開発途上国において、女性に対する支援制度の導入を支援し、制度が導入された場合には、資金協力等、積極的な支援を行っている。

(3) 実施体制の整備

外務省や援助実施機関はWID／ジェンダー配慮政策を効果的に実施するための種々の方策整備を図っている。

外務省では、経済協力局長を座長とするWID援助委員会と同局各課の担当官を構成メンバーとするタスク・フォースを設置し、経済協力案件の選定、評価、政策対話等におけるWID／ジェンダー配慮の促進を図ってきたほか、OECD／DACのジェンダー平等作業部会における決定事項の実施を図っている。また、現在、在外公館にWID／ジェンダー担当（兼任）を、84公館に置き、現地におけるWID／ジェンダー援助案件の発掘、実施等に努めている。

技術協力事業の実施機関である国際協力事業団（JICA）では、WID／ジェンダーに知見や関心を有する外部有識者を招いた「WID懇談会」を定期的で開催しているほか、プロジェクトの計画段階において、ローカルコンサルタントを活用して、WID／ジェンダー専門家が対象地域の社会／ジェンダー調査を行い、男女格差の縮小や男女の参画を促すような実施計画立案への提言を行っている。また、JICA内の各事業におけるWID／貧困配慮を促進していくための情報交換を行う目的で「WID／貧困協力連絡会」を各事業部参加の下、定期的で開催している。

低利かつ長期にわたり、開発途上国に対して開発資金を貸し付ける有償資金協力（円借款）事業の実施機関である国際協力銀行（JBIC。平成11年10月にこれまでの実施機関であった海外経済協力基金（OECF）と日本輸出入銀行との統合により発足）の海外経済協力業務においては、ジェンダー配慮の充実を図るための措置が採られてきている。さらに、いわゆるWID／ジェンダー案件のみならず、他の案件においても便益が女性に公正に配分されるよう、ジェンダー配慮充実のための取組を行っている。また、外部有識者を講師として招く「社会配慮セミナー」を開催し、社会開発の一部としてのジェンダー配慮について、専門知識や経験を踏まえた具体的なアドバイスを得る等の活動を行っている。

(4) 様々な枠組みを活用した援助案件の実施

我が国は、個々の援助案件について、その形成、実施、評価といったすべての段階において、また、技術協力、無償資金協力、有償資金協力、NGO事業補助金などの援助形態に応じて女性の参加と受益に配慮するよう努めている。特に、草の根レベルで女性を支援し、きめの細かい案件を実施するために、草の根無償資金協力、NGO事業補助金の活用、青年海外協力隊員の派遣などを実施している。

さらに、下記の2国間協力に加え、他の援助国や国際機関とも協調した案件（マルチ・バイ案件）の実施に努めている。例えば、日米両国は「日米コモン・アジェンダ」のWID／ジェンダー分野の一環として、1995（平成7）年から女子教育と零細企業振興を中心に協力

を行っており、グアテマラ、カンボディア、エジプトで着実な成果を上げている。また、国連開発計画（UNDP）とともに、グアテマラでは女子教育の分野で、エジプトでは女性の保健・健康分野で協力を行っているほか、ウクライナでは、農業・情報技術（IT）をテーマとして、女性農民を対象としてワークショップ開催やトレーニング実施などの協力を行っている。

ア 無償資金協力事業

開発途上国、特に後発開発途上国が必要とする経済・社会の発展のための計画に必要な資機材、施設及び役務（技術及び輸送等）を調達するために必要な「資金」を贈与する一般プロジェクト無償資金協力事業におけるWID／ジェンダー案件としては、農村飲料水供給関連案件や保健、医療機材の供給等の案件での実績が多く（平成11年度67件）、途上国の農村女性の健康の維持、労働の軽減、地位の向上に貢献している。

また、草の根（小規模）無償資金協力は、開発途上国の地方政府、教育・医療機関及び途上国において活動しているNGO等の活動を支援することにより、きめ細やかな援助を行うことを目的として平成元年度から導入された制度であるが、「WIDイニシアティブ」を草の根レベルでフォローアップする観点から、11年度には、貧しい女性のための職業訓練、妊産婦の健康維持、現地女性団体の活動支援等を中心に女性の自立支援を目的とする275件の事業が実施されている。

イ NGO事業補助金

NGOとの連携強化の観点から平成元年度に設けられた「NGO事業補助金制度」により、外務省は我が国のNGOが途上国において行っている女性関連事業を支援している。11年度は、女性のための職業訓練、医療、基礎教育、衛生施設等の分野において16件の実績がある。

ウ 有償資金協力事業

バングラデシュの「農村開発信用事業（グラミン銀行）」、インドの「小企業育成事業（女性の起業家に対する融資の優遇措置をもつ、公的金融機関に対する貸付け）」のほか、上水道整備事業や衛生環境計画等が女性の生活環境改善につながる代表的なものである。なお、平成12年度には、ジェンダーに配慮した案件を6件実施している。

エ 技術協力事業

平成11年度のJICAによるWID／ジェンダー関連案件は、下記オ、カ(ア)を含め、集団研修（集団、一般特設、国別特設、日系集団、第三国研修、現地国内研修）が44コース、青年招へいが2コース、及びカウンターパート研修など個別研修を含めて合計892名の研修を実施しており、その他プロジェクト方式技術協力（研修委員受入／専門家派遣／機材供与の3形態を組み合わせたもの）48件などが挙げられる。また、JICAが行った女性に配慮した開発

調査は79件であった。

オ 専門家等の派遣

(ア) 青年海外協力隊の派遣

青年海外協力隊事業は、原則として20歳から39歳までの実践的な技術、技能をもつ青年男女を、開発途上国からの要請に基づいて途上国に派遣し、現地の住民とともに生活しながら、自らの技術を役立て、移転する援助形態である。WID/ジェンダーの分野における協力隊の派遣実績は近年著しく増加している。平成11年度には、計479名の青年海外協力隊員がWID/ジェンダーの分野で活躍しており、その活動分野も家政、手工芸、婦人子供服、幼稚園教師、栄養士、音楽、体育、看護師、保健士、助産婦、野菜栽培、食品加工、林業等多くの分野にわたっている。また、男性隊員の同分野への参加も増えている。

(イ) 専門家の派遣

専門家派遣事業は、単発で派遣される「個別専門家」と、上述のプロジェクト方式技術協力の一環として派遣される専門家の2つに分けることができる。個別専門家としては、平成11年度には、女子教育、職業訓練等の分野でグアテマラ、フィリピン等に派遣された。

カ 研修員等の受入れ事業

(ア) 国際協力事業団（JICA）事業

a 男女共同参画推進セミナー

国連を中心とする国際社会では、各国における女性施策の推進体制として、国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）の存在が重要かつ不可欠であることが指摘されている。その一方で、「北京宣言」及び「行動綱領」を始めとする国際文書において、その機能が十分にいかされていないことも指摘されている。本セミナーは、その機能強化を図るとともに、途上国の女性の地位向上に貢献することを目的として、平成9年度より総理府男女共同参画室の協力の下に実施されている。12年度は10か国から10人の参加があった。

b 女性の地位向上のための行政官セミナー

本セミナーは、女性の地位向上のための施策の企画・立案等に携わっている開発途上国の女性行政官を対象に、我が国の女性のための教育、雇用、保健、衛生等の分野での国や地方自治体の行政の取組について紹介するとともに、NGO等関係機関との意見交換の場を設定し、WID/ジェンダーにかかわる人々のネットワークの構築を目指す研修コースで、アジア女性交流・研究フォーラム（北九州市が設立した団体）の協力の下に実施されている。

このコースは平成3年度に新設されており、12年度には8か国から8人が参加した。

c 農村女性能力向上コース

本研修コースは開発途上国の農村女性の指導訓練に携わる女性政府職員を対象に、農家・農村の中心的な役割を演じている女性の活動援助方法について事例を交えて紹介すること

で、女性の役割を明確にした地域開発に資することを目的として実施している。平成12年度は8か国より11名が参加した。

d 農村女性のための生活改善と地域開発

本研修コースは草の根レベルで地域開発に従事する女性リーダーを対象に、途上国の現状に合った生活改善に関する知識や技能の修得を主眼として、平成11年度に新設された。生活改善の普及活動に必要な、農産物の生産・加工、保健衛生、調理技術、栄養学等に関する基礎的かつ実用的な知識・技術の指導を通じて、地域開発の指導者としてのノウハウを身につけることを目的としている。12年度は6か国より15名が参加した。

e セミナー：女性と農村開発

本セミナーは、フランス語圏アフリカ諸国において地方レベルでの農村開発計画策定を担当する行政官を対象として、ジェンダーの視点を考慮した農村開発プロジェクトの計画立案能力の向上を目的として、平成12年度に実施した。

本セミナーは平成6年度から11年度まで実施した「セミナー：女性と経済開発」を前身とするもので、経済開発全般から農村開発に重点を移して新規に実施することとなったものである。12年度は6か国より8名が参加した。

f 女性の教育問題担当官セミナー

本セミナーは、開発途上国の女性の教育行政担当官の能力の向上を図るため、JICAの委嘱を受け、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課と国立女性教育会館が実施し、平成12年度は8か国から8名が参加した。

g 女性指導者のための食物栄養改善

この研修は、開発途上国において医療保健衛生機関や給食施設、あるいは教育現場に従事している女性を対象に、我が国の食物栄養に関する講義、調理等の実習を中心として、食生活に関する正しい知識を身につけ、帰国後現場において栄養、衛生指導による生活や環境の改善に貢献できる人材の育成を目的とし、食生活の向上を図ることを目的としている。帯広市、帯広大谷短期大学の協力の下、平成8年度から実施しており、12年度は7か国から8名が参加した。

h 「環境と開発と女性」セミナー

本セミナーは、地球環境の保全と持続可能な開発に女性が果たすべき役割を明らかにし、ジェンダーの視点からこの問題にアプローチできる人材を育成することを目的とするものであり、各研修員が自国において、社会のジェンダー関係の変革を通じて政府、NGOなどそれぞれの立場に応じて各種環境対策を効果的に実施できるようにすることを到達目標としている。アジア女性研究・交流フォーラムの協力の下、平成7年度に新設され、12年度には7か国8名の研修員を受入れている。

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

(イ) 農山漁村女性の開発への参画・能力発揮の支援

a 農協組織を通じた女性指導者の育成

開発途上国の農村女性の組織的な活動を通じた農村生活の改善及び農村開発の推進を目的として、農協女性リーダーを対象に平成8年度から実施している。具体的には、国際協同組合同盟（ICA）が実施する研修に資金を拠出するとともに、女性による農協組織を通じた農村開発プロジェクト案件形成等に関する研修を毎年度6人ずつの参加で実施している。3年から7年に実施された農村婦人の開発参加育成事業と合わせると、12年度までの研修参加者は延べ12か国60人となっている。

b 開発途上国の女性農業者の育成

平成10年度より、開発途上国の女性農業者に対して先進的な技術等の習得により近代的な経営能力を身に付けさせて農村女性の社会・経済的条件を改善するため、研修生を受け入れるとともに、専門家の派遣によるフォローアップを実施している。12年度は、タイ、フィリピンより、5人の女性農業者を受け入れた。

キ 国際ボランティア貯金

総務省（郵政省）では、国民参加による国際協力を推進するため、平成3年1月から「国際ボランティア貯金」の取扱いを行っている。これは、加入者が通常郵便貯金の受取利子を寄附（寄附割合は20%から100%までの間で10%単位で自由に選択できる。）するものであり、NGOを通じて、開発途上地域の住民の福祉の向上に役立てるものである。女性関連事業としては、女性の自立を支援する識字事業、保健衛生・栄養・生活改善指導、縫製、農業の技術指導等が中心である。

3 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性を認識し、また、紛争時において最も支援を必要とする人々は女性や子どもであることを考慮し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対し積極的な協力を行っている。

4 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 国際機関への女性の参画の促進

国連事務局内における女性の地位改善のため、第49回国連総会（1994年）においては、2000（平成12）年までに専門職職員全体の男女比を1対1とし、さらにD1（上級職員）以上の職員の男女比も1対1とする事務総長計画が承認された。また、第4回世界女性会議の「行動綱領」の中でも、国連に対し、2000（平成12）年までに専門職職員全体のジェンダー

平等（男女比を1対1とする）を達成するための諸措置を採るよう要請している。

これらの状況を背景に、2000（平成12）年6月末には、国連事務局の女性職員の比率は39.172%にまで高まった。国連事務局における専門的な業務に携わる日本人職員に占める女性の比率も上昇しており、1978年（昭和53）6月末には12.2%であったが、2000年6月末には58.5%に達した。

国連を含む主な国際機関において、専門的な業務に携わる日本人の女性職員の数は1975（昭和50）年には19人であったが、2001（平成13）年には304人となっており、大幅に増加している。うち、現在活躍している幹部職員としては国連開発計画開発政策・評価局長等が挙げられ、今後とも女性の国連機関への進出が期待される。

外務省では、国際社会協力部内の国際機関人事センターにおいて、国際機関の空席情報の提供、応募者の募集、応募者へのアドバイス等に努めている。人事センターでは、ロスター登録制度の拡充・強化、国際機関よりの採用ミッションの受入れ、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/kuseki/index.html>）による空席情報の提供等の活動を行い、多くの女性が国際機関に応募することを期待している。

なお、国連競争試験の日本人合格者で国連に採用された96人のうち54人が女性である（1974年から2000年の累計）。

さらに、外務省は、将来国際公務員として働くことを希望する若い人々が一定期間、各国国際機関で勤務し、国際的な実務経験機会を設けるアソシエートエキスパート等派遣制度を実施している。2001（平成13）年1月現在、同制度により派遣されている者138人のうち92人が女性である。国際機関に勤務する日本人女性の増大を図るため、この制度の活用により優秀な若い人材が各国国際機関で活躍できるよう努めている。

(2) 国際会議への女性の参画の促進

我が国では、国際会議への政府代表団について、その会議の性格等を勘案し、男女を問わず最も適格な者を任命している。近年の女性公務員、特に管理職の増加に伴い、各種国際会議に出席する政府代表団等の女性メンバーは、漸次増加しつつある。また、国連総会第3委員会には、第12回（1957年）以降一貫し、民間女性が「政府代表」、「政府代表代理」又は「顧問」の資格で派遣されている。さらに、国連婦人の地位委員会には、従前から民間女性が日本代表として出席している。また、女子差別撤廃委員会には、我が国から委員が1987（昭和62）年に初めて参加し、1995（平成7）年以降、連続して委員が選出されている。現在の委員（女性）の任期は2002（平成14）年までの4年間である。

5 国際交流・協力の推進

(1) あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

外務省は、日本・ジョルダン女性交流プログラムを1995（平成7）年度から実施しており、双方の民間女性が相手国を一週間程度相互に訪問し、女性が直面する問題等につき意見交換を行う場を提供している。1997（平成9）年度からはエジプトが、また、1999（平成11）年度からはパレスチナもプログラムに加わった。2000（平成12）年6月には、ジョルダン、エジプト、パレスチナから看護関係者を中心とする女性6名の訪問団が訪日し、我が国の看護関係者と意見交換を行った。

総理府では、平成12年10月に、10か国の女性問題国内本部機構上級担当官及び国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の専門家を招へいし、第5回東アジア女性問題国内本部機構上級担当官会議を開催した。会議では女性2000年会議を受けた各国の今後の課題と取組を中心に情報・意見交換が行われた。併せて今後の相互交流の在り方についても意見交換を行った（詳細は第12章第1節を参照）。

厚生労働省（労働省）では、「女性と仕事の未来館」において、我が国の女性労働関係者と開発途上国の女性労働関係者との相互交流を行い、我が国のこれまでの女性労働の経験、就労支援策に関する情報提供と技術的支援を実施する等、「開発と女性」の視点を踏まえて、開発途上国への援助を推進している。

(2) 環境問題に関する国際協力等の取組の推進

1992（平成4）年6月、ブラジルのリオデジャネイロにおいて、「国連環境開発会議」（UNCED、いわゆる「地球サミット」）が開催され、環境と開発に関する基本原則である「環境と開発に関するリオ宣言」、21世紀に向けての行動計画である「アジェンダ21」等が採択された。

「環境と開発に関するリオ宣言」では、環境管理と開発における女性の役割の重要性が、また、「アジェンダ21」では、持続可能な開発に関する政策の策定等に携わる女性の比率の増加、女子・女性の教育の向上等がうたわれている。

環境省（環境庁）では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、女性の知識や経験がより広くいかされることになるよう、開発途上国において環境教育支援事業などを実施した。

(3) 女性の教育分野における国際交流・協力の支援

文部科学省（文部省）では、女性教育団体が行う指導者の海外派遣事業等に対して助成するとともに、女性団体等が実施する地域の国際化・国際理解に関する学習や国際交流・協力活動を促進する事業の充実に努めた。

国立女性教育会館（国立婦人教育会館）では、女性2000年会議の成果を報告する場として、また21世紀の地球規模での男女平等・女性の地位向上を目指し、女性のエンパワーメントと女性の人権の確立に資するため「女性学・ジェンダー研究国際フォーラム」を実施し、11か国約1,700名が参加した。また、「開発と女性」（WID）の観点から、政府開発援助（ODA）事業として、アジア・太平洋地域の女性問題に関する相互理解と女性情報ネットワークの形成を図るため、同地域の女性教育・女性情報の担当者6か国6名を招へいして「海外婦人教育情報専門家情報処理研修事業」を実施した。また、「女性の教育問題担当官セミナー」を文部科学省の協力の下に実施した。その他、各種団体等の国際交流機会の提供を行うとともに、「NWEC Newsletter」を年2回発行した。

また、都道府県や市町村では、女性の海外派遣、国際シンポジウム、学級・講座等を開催している。

(4) 経済分野における国際協力

1999（平成11）年に、アジア太平洋経済協力（APEC）のあらゆる活動に女性及びジェンダーの視点を組み入れていくことを目的とし、「ジェンダー分析」、「性別データの収集と利用」、「APECにおける女性の参画」、「実行の確保」を内容とする「フレームワーク」が策定され、9月のAPEC閣僚会議及び首脳会合において、閣僚及び首脳の支持を得た。更に諮問グループの設立も承認された。同グループは2年間の任期で「フレームワーク」を実施するための活動を進めており、2000（平成12）年には、APECの各会合の場で情報セッションを行い、各々の活動にジェンダーの視点を反映させる能力の開発を行った。

第12章 計画の推進

第1節 国内本部機構の組織・機能強化

1 中央省庁等改革後の新たな体制の下での施策の推進

平成13年（2001年）1月6日に行われた中央省庁等改革において、内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化の一環として、内閣に内閣総理大臣を長とする内閣府が新たに設置された。内閣府は、内閣官房を助けて内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整等を行うことを任務とし、内閣総理大臣のリーダーシップの下、広範多岐にわたる国政上の重要課題を担うこととされたが、男女共同参画社会の形成の促進についても、21世紀の社会の在り方や国民生活に深くかかわる重要課題の1つとして、内閣府が担うこととされた。

このため、男女共同参画社会づくりに向けた取組体制については、その重要性にかんがみ、内閣府に男女共同参画会議や男女共同参画局を置き、従来に比べその取組・体制が格段に充実・強化されることとなった。

このうち、男女共同参画会議は、従来の男女共同参画審議会の機能を発展的に継承し、重要政策に関する会議の1つとして設置されたもので、内閣官房長官を議長とし関係大臣や有識者で構成されている。また、男女共同参画局は男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、政府全体としての男女共同参画社会の形成の促進に関する企画立案、総合調整等を行うこととされている。

(1) 男女共同参画会議

男女共同参画会議は、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の1つとして、従来の男女共同参画審議会の機能を発展的に継承し、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行うほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等を行うことをその所掌事務としている。

同会議は内閣官房長官を議長とし、平成13年1月6日に内閣総理大臣から各省大臣等12名の指名及び学識経験者12名の任命を受け発足した。

平成13年1月23日に開催された初会合では、内閣総理大臣から仕事と子育ての両立支援策に関する早急な検討の指示を受け、男女共同参画会議の下に「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」を設置することが決定された。同専門調査会は、内閣総理大臣から任命された9名の専門委員及び2名の男女共同参画会議議員の計11名から成り、「仕事と子育てに関する両立支援策」について精力的に検討を進めている。同専門調査会は、同年2月5日

に初会合が開催され、平成12年度中に計4回開催された。

(2) 男女共同参画局

男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案、総合調整をその所掌事務としている。

このほか、男女共同参画社会の形成の状況や関連施策に関する年次報告等の作成、国の審議会等における女性委員の登用促進や女性公務員の採用・登用の促進を始めとした政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、男女共同参画社会基本法の普及・啓発、地方公共団体・民間団体と連携した各種啓発事業の実施、男女共同参画に関する国際機関との連携や国際協力などの取組を行うこととしている。

(3) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

男女共同参画会議においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視を行うこととされている。

(4) 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

広範多岐にわたる政府の施策が、男女共同参画社会の形成に配慮して企画・立案、実施されることを目的として、男女共同参画会議において、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査（以下、「男女共同参画影響調査」という。）することとされたことを受け、新体制移行後速やかに男女共同参画影響調査が実施できるよう、総理府において有識者による「男女共同参画影響調査研究会」を平成11年度から引き続き開催した。同研究会は我が国における男女共同参画に係る影響調査の手法等について検討し、12年12月、「男女共同参画影響調査研究会報告書—男女共同参画の視点に立った政策過程の再構築—」として公表した。また同研究会が実施した海外調査についても「男女共同参画影響調査研究会海外調査報告書」として公表した。

2 男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法第13条において、政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画、すなわち「男女共同参画基本計画」を定めなければならないとされている。

平成11年8月9日、内閣総理大臣は男女共同参画審議会に対し、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向」について諮問し、12年9月26日、同審議会は、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申した。

この答申を受け、政府は、男女共同参画基本計画の策定作業を進め、この間、広く国民各層からも意見・要望を聴取し、寄せられた意見等が可能な限り反映するよう努めた。

同年12月11日、内閣総理大臣は、男女共同参画基本計画（案）について男女共同参画審議

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

会に諮問し、妥当である旨の答申を受けた。翌12月12日、政府は、男女共同参画社会基本法に基づき初めての計画である「男女共同参画基本計画」を閣議決定した。

第2-12-1表 男女共同参画基本計画の概要

【計画の対象期間】

施策の基本的方向……平成22年（西暦2010年）までを見通した長期的な施策の方向性

具体的施策……平成17年（西暦2005年）度末までに実施する具体的な施策

【計画の構成】

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 農山漁村における男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける女性の人権の尊重
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能強化
- 2 調査研究、情報の収集・整備・提供
- 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

「男女共同参画基本計画」の策定に当たっては、当時の国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」を基礎として、男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成12年9月）及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（12年7月）を受け、並びに女性2000年会議の成果も踏まえている。

政府は、「男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなる。

3 総合的な推進体制の整備・強化等

(1) 男女共同参画社会基本法の広報啓発活動の実施

男女共同参画社会基本法については、その目的、基本理念等について広く国民の理解が深

まるよう、各種機関が主催する会議などを通じ、全国各地において同法に関する講演を行った。特に、平成12年度は、行政相談委員や人権擁護委員に男女共同参画に関する認識を深めてもらうことを目的に、行政相談委員や人権擁護委員を対象とした研修会において積極的に講演を行った。

さらに、パンフレットやリーフレットの配布、ホームページ等への掲載、政府広報等により、あらゆる機会をとらえてその周知を図った。

(2) 男女共同参画白書の作成

男女共同参画社会基本法第12条により、年次報告書が法定化され、国会への提出が義務付けられた。

同条に基づき、政府は、「平成11年度 男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告」及び「平成12年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」(男女共同参画白書)を作成し、平成12年5月、第147回国会に提出するとともに、公表した。

(3) 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

総理府は「国境を越えたパートナーシップの強化」を目指して平成8年度から東アジア女性問題国内本部機構上級担当官会議を開催しており、第5回会議を12年10月17日から22日まで開催した。会議には東アジア・東南アジア10か国の国内本部機構から各1名、及び国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の専門家の計11名が参加し、女性2000年会議を受けた今後の課題及び取組について意見・情報交換が行われた。そのほか、本会議はこれまでの5年間で一応の成果を挙げたことから、12年度をもって終了することとし、他の参加国による会議主催の可能性や各種国際会議の場・インターネット等を活用した今後の相互交流の在り方について、意見交換を行った。また、参加者は松山市で開催された「えひめ国際男女共同参画フォーラム」に参加し、自国の女性問題の現状や施策等について、約800名の聴衆を前に発表・討議を行った。

諸外国における男女共同参画の推進体制の例

女性2000年会議で採択された「北京宣言及び行動綱領の更なる実施のためのイニシアティブ」では、国内本部機構について「女性のエンパワーメントのための政策、立法、計画及び能力開発の強化、採択及び監視を率先し、勧告し、促進するとともに、社会的な目標としての男女平等について開かれた公の対話がなされるための触媒的機能を果たすことができるよう、最高レベルでの政治的コミットメント(関与)と、必要なあらゆる人材や財源の動員が不可欠である」と指摘している。

我が国における推進体制は、中央省庁等改革により格段に充実強化されたが(序説参照)、ここでは、諸外国の推進体制の例を紹介する。

1. オーストラリア

首相・内閣府に女性政策全般にわたる調整機能を持つ「女性の地位局」(Office of Status of Women)を設け、一方で各主要省庁にも女性政策部門を設置して、省庁横断的に放射状の連携システムが作られている。

女性の地位局の最も重要な任務は、首相及び女性の地位に関する首相補佐大臣に対して政策助言を行うことである。また、省庁間、連邦・州政府間の女性に関する政策調整機能、調査・研究機能等を担っている。

2. カナダ

男女平等と経済・社会・文化・政治等における女性の十分な参画を促進するための連邦政府機関として「女性の地位庁」(Status of Women Canada)が置かれている。一方、連邦各省庁内に女性政策部門を設置しており、外務・国際貿易省、保健省、人的資源省、法務省、国際開発庁などはそれぞれ女性局を有している。女性の地位庁は、閣僚である女性の地位担当大臣に法的な報告を行う。

3. ニュージーランド

1986年に発足した女性問題省(Ministry of Women's Affairs)が女性政策の推進の中心的担当機関である。女性問題省は、女性問題担当大臣に対する政策助言を行っているほか、ジェンダー分析(ガイドラインの作成等)、女性の平等を推進するための法律・規則のモニタリング等を行っている。

4. 韓国

2001(平成13)年1月に新設された女性部(部は日本の省に相当)が政府内の中心的担当機関である。女性部は、従来の女性特別委員会を拡大・再編したもので、1室・3局・2審議官・11課体制に拡充されるとともに、人員も約100人に増員されている。

女性部は、政府全体のジェンダー政策の企画・調整、ジェンダー分析、性差別の除去・女性に対する暴力の根絶、雇用、教育等の分野における性差別の調査・是正、NGO・国際機関との関係強化を行っている。

(注)「ジェンダー分析」：様々な定義がなされているが、例えばカナダの女性の地位庁では、「提案された、又は現にある、政策、計画及び立法が、女性及び男性に対して及ぼす異なる影響を評価するプロセス」としている。なお、ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別であり、生物学的な性別であるセックスと区別して用いられる。

(4) 男女共同参画担当大臣

平成4年に行われた内閣改造で、女性問題を総合的に推進するため行政各部の所管する事務の調整を行う女性問題担当(旧婦人問題担当)大臣が初めて設けられ、内閣官房長官が命ぜられた。その後の内閣においても引き続き女性問題担当大臣が置かれていたが、9年9月

の内閣改造以来、内閣官房長官が男女共同参画担当大臣を命ぜられ、男女共同参画に関する政策の総合調整に当たった。

中央省庁改革後、内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づく特命担当大臣として男女共同参画担当大臣が置かれ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。なお、第2次森内閣改造内閣では、内閣官房長官が、併せて男女共同参画担当大臣に指定された。

(5) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の開催

男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）は、「男女共同参画推進本部の設置につい

第2-12-2表 男女共同参画推進本部会議の開催状況

回	開催年月日	主 要 議 題
第1回	平成6年8月12日	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」の促進について〔申合せ〕 ・第4回世界女性会議日本国内委員会について
第2回	平成6年12月9日	・審議会等委員への女性の登用目標達成に向けての今後の取組について ・「女性の現状と施策」について
第3回	平成8年3月5日	・審議会等委員への女性の登用目標達成に向けての今後の取組について ・「女性の現状と施策」について ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」の推進状況について
第4回	平成8年5月21日	・国の審議会等における女性委員の登用の促進について〔本部決定〕
第5回	平成8年8月7日	・男女共同参画審議会の答申について 〔申合せ：男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな国内行動計画の策定について〕 ・国の審議会等における女性委員の登用の促進について
第6回	平成8年12月13日	・「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー（案）」について〔本部決定〕 ・国の審議会等における女性委員の登用の促進について
第7回	平成9年7月1日	・「男女共同参画の現状と施策」について ・国の審議会等における女性委員の登用の促進について ・男女共同参画審議会の発足について
第8回	平成10年7月17日	・「男女共同参画の現状と施策」について ・国の審議会等における女性委員の登用の促進について
第9回	平成10年11月6日	・国の審議会等における女性委員の登用の促進について ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件作りー」について
第10回	平成11年4月23日	・「男女共同参画の現状と施策」について
第11回	平成12年8月15日	・国の審議会等における女性委員の登用の促進について〔本部決定〕 ・女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の設置について
第12回	平成12年12月26日	・「男女共同参画週間」について〔本部決定〕 ・国の審議会等における女性委員の登用の催促について

て」(平成6年7月12日閣議決定(参考資料4参照)により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に置かれている。本部は全閣僚を構成員とし、このうち本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官・男女共同参画担当大臣が充てられている。本部には男女共同参画担当官が置かれており、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において、その所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整の事務を行っている。また、関係行政機関相互間の機動的な連携を図るために、本部に男女共同参画担当官会議が置かれている。

本部は、平成6年度に2回、7年度に1回、8年度に3回、9年度に1回、10年度に2回、11年度に1回、12年度に2回、本部会議を開催し、申合せを2回、本部決定を4回行った(第2-12-2表)。本部会議の開催に際しては、これに先立ち担当官会議を開催した。

(6) 男女共同参画審議会

男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)に基づき平成9年4月に設置された男女共同参画審議会は、10年11月4日、「男女共同参画社会基本法について—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」を内閣総理大臣に答申した。

平成11年8月6日には、男女共同参画社会基本法に基づく新たな男女共同参画審議会委員が発令された。同月9日に開催された会合において、内閣総理大臣から、「男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向」について諮問を受け、基本問題部会で調査審議が進められた。12年5月には論点整理を公表し、それに対して国民から寄せられた意見及び女性2000年会議における成果を踏まえて更に調査審議を進め、12年9月26日、男女共同参画審議会は約1年間にわたる審議の結果を取りまとめて、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」を内閣総理大臣に答申した。

また、同審議会は、平成11年5月の答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」の中で、「女性に対する暴力の実態を踏まえ、引き続き諮問について調査審議を行う」としていたことから、女性に対する暴力部会において引き続き調査審議を進め、12年4月には中間とりまとめを公表した。同審議会は、それに対して国民から寄せられた意見も踏まえて更に調査審議を進め、12年7月31日、「女性に対する暴力に関する基本的方策について」を内閣総理大臣に答申した。

平成12年12月11日、内閣総理大臣から同審議会に対して「男女共同参画基本計画(案)」について諮問がなされ、同日、「標記計画案」は「概ね妥当である」旨を述べるとともに、「男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策を」「早期に実現していくこと」等の意見を盛り込んだ要望をも併せて、内閣総理大臣に答申した。

この答申を最後として、男女共同参画審議会はその機能を男女共同参画会議に発展的に引

き継いだ。

(7) 行政相談委員，人権擁護委員等の活用

男女共同参画社会基本法第17条において規定されている苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済については，既存の制度である行政相談委員を含む総務省の行政相談制度や人権擁護委員を含む法務省の人権擁護制度の活用により，その機能の充実を図ることとしている。このため，行政相談委員や人権擁護委員を対象とした，男女共同参画に関する認識を高めるための研修教材の作成などを行っている。

総務省（総務庁）では，これまで女性行政相談委員の委嘱割合の向上を図るとともに，男女共同参画に関する認識を高めるための研修等を実施してきたところである。

第2節 調査研究，情報の収集・整備・提供

1 男女共同参画社会の形成に関する調査研究

総理府では，男女共同参画社会に関する国民の意識を調査し，今後の施策の参考とするため，平成12年2月に「男女共同参画社会に関する世論調査」を，同年9月に「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心として－」を実施し，調査結果を同年6月及び12月に公表した。

2 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府（総理府）では，国連婦人の地位委員会，女子差別撤廃委員会やアジア太平洋経済協力（APEC）等の国際的な取組や各種地域機関，諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・整備し，男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の報告会，政府の広報誌，インターネット等を通じて，情報を提供した。

また，女性2000年会議については，女性2000年会議日本国内委員会有識者部会による報告会の開催やニュースレター「女性2000年会議－21世紀に向けての男女平等・開発・平和－」の発行，日本政府代表団によるNGOブリーフィングやインターネット等を通じて，国内への情報の提供に努めた。

3 ホームページによる情報の提供

内閣府男女共同参画局（総理府男女共同参画室）では，インターネット上にホームページ（<http://www.cao.go.jp/>（内閣府トップページ））を開設し，国の男女共同参画社会の実現に関する国の取組や関連データ等を国内外に広く紹介・提供している。

同ホームページには，内閣官房長官・男女共同参画担当大臣のメッセージ，男女共同参画

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

社会基本法，男女共同参画基本計画，男女共同参画白書（概要）など最新の情報を随時掲載している。また，男女共同参画会議等における意見募集に際してホームページでも意見を受け付けているほか，ホームページに対する意見・感想を受け付けている。

4 広報・啓発活動

(1) えがりて等の発行

男女共同参画推進本部，地方公共団体，女性の団体等の活動状況等を関係機関及び一般に知らせるため，昭和53年から男女共同参画推進本部ニュース「えがりて」を奇数月に発行している。

また，関係行政機関を対象に最新の行政の動きに関する情報を提供するため，平成元年2月から偶数月に「女性行政情報」（6年度まで「婦人行政情報」）を発行している。

(2) 英文えがりて等の発行

海外に我が国の女性の現状を紹介するため，昭和59年から毎年1回「Women in Japan Today」を発行し，各国政府や国際機関等に配布している。

また，我が国の女性の現状と国際婦人年（昭和50年）以降の我が国の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について紹介した「Step towards Gender Equality in Japan」を編集し，女性2000年会議の場で各国政府代表団やNGO等に配布した。

第3節 国の地方公共団体，NGOに対する支援，国民の理解を深めるための取組の強化

1 地方公共団体に対する支援の強化

(1) 都道府県・指定都市における男女共同参画に関する行政の推進状況

地方公共団体においても地域の特色をいかした男女共同参画社会の形成に関する行政が推進されている。

全都道府県・指定都市に男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課（室）が置かれ，このうち，男女共同参画（男女平等）等を名称に冠した課（室）は22都道府県・9市に設置されている。

担当部課（室）の設置とともに，行政連絡会議や首長の諮問機関（懇話会等）が全都道府県・指定都市に置かれている。

また，全都道府県・指定都市で男女共同参画・女性に関する行動計画が策定されており，一部の都道府県や市町村においては男女共同参画の条例が制定される等施策の基盤の充実が図られている。

各地方公共団体においてはこれらの行動計画等に沿って、政策決定への女性の参画促進、広報・啓発、女性に関する施設の整備・充実等を行っている。

平成12年3月末調査までに女性センター等の施設があるのは30都道府県・10市、開館及び建設の予定があるのは2県である（詳細は参考資料10・11参照）。

地方公共団体で進む男女共同参画に関する条例の制定の動き

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を受けて、地方公共団体においても、男女共同参画社会の実現に向けて、条例を制定しようとする動きがみられる。

平成13年3月末現在、都道府県では下表のとおり1都1道6県で男女共同参画に関する条例（以下「男女共同参画条例」という。）を制定しており、政令指定都市でも横浜市で13年3月に制定された。その他の市町村でも既に条例を制定している例があるほか、現在条例づくりに向けて検討を進めている地方公共団体も少なくない。

これらの条例には、それぞれの地域の特性等を反映して、例えば、次のような特色がみられる。

- 埼玉県男女共同参画推進条例：女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントの禁止、苦情の処理のための機関の設置などを盛り込んでいる。
- 東京都男女平等参画基本条例：雇用の分野における男女の参画状況について、知事が事業者に対して報告を求めることができるとしている。
- 鳥取県男女共同参画推進条例：県の附属機関の委員構成を男女均衡にするよう努めること、苦情の処理等を行うため男女共同参画推進員を置くこと等を盛り込んでいる。

男女共同参画条例を制定している都道府県

（平成13年3月末現在）

都道府県	条 例 名	制 定	施 行
埼玉県	埼玉県男女共同参画推進条例	12年3月	12年4月1日
東京都	東京都男女平等参画基本条例	12年3月	12年4月1日
山口県	山口県男女共同参画推進条例	12年7月	12年10月1日
三重県	三重県男女共同参画推進条例	12年10月	13年1月1日
鳥取県	鳥取県男女共同参画推進条例	12年12月	13年4月1日
富山県	富山県男女共同参画推進条例	13年3月	13年4月1日
茨城県	茨城県男女共同参画推進条例	13年3月	13年4月1日
北海道	北海道男女平等参画推進条例	13年3月	13年4月1日

(2) 男女共同参画フォーラムの開催

平成12年度より男女共同参画推進本部、内閣府（総理府）及び都道府県・指定都市の共催により、各界・各層の国民、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する連携の場を設け、男女共同参画社会づくりに向けて、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として「男女共同参画フォーラム」を開催している。12年度は、岩手県、静岡県、大阪府、香川県、熊本県で開催した。

(3) 男女共同参画宣言都市奨励事業の実施

男女共同参画推進本部、内閣府（総理府）と市区町村（政令指定都市を除く）の共催により、住民に密接な行政を行っている市区町村において、地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励するための「男女共同参画宣言都市奨励事業」を平成6年度から実施している。12年度は二本松市（福島県）、相模原市（神奈川県）、都留市（山梨県）、倉敷市（岡山県）、新居浜市（愛媛県）、伊万里市（佐賀県）、鹿児島市（鹿児島県）の7市が宣言都市となった。これまでに市長声明や市議会の議決等により37の地方公共団体が「男女共同参画宣言都市」となることを宣言している（参考資料14参照）。

また、平成12年11月23日には、石川県小松市（10年度男女共同参画宣言都市奨励事業実施都市）において、男女共同参画宣言都市奨励事業に取り組んでいる地方公共団体の首長等による「全国男女共同参画宣言都市サミット」が開催され、各地方公共団体の取組等についてのパネルディスカッションや参加9市町村長の連名による「全国男女共同参画宣言都市サミット小松宣言」が行われた。

男女共同参画社会実現に向けた地方公共団体の取組の例

内閣府（総理府）と男女共同参画宣言都市奨励事業を共催した地方公共団体においては、男女共同参画社会の実現に向け、住民の理解と協力を得るためのシンポジウム、研修等の広報啓発事業や公的機関・民間における女性登用のための特別プログラムの策定等様々な取組を創意工夫により行っている。例えば、

- ・ 八代市（熊本県）では、ステップアップセミナー人材育成コースを開催し、審議会委員に推薦できる女性の人材を育成している。
- ・ 大須賀町（静岡県）では、職員全体を対象とした意識調査や行政幹部への意識啓発アンケートを実施した。
- ・ 府中市（東京都）では、「宣言文」をテーマとした川柳・標語・エッセイを募集する等住民参加の取組を行った。
- ・ 榊形町（山梨県）では、「さんかくの会」として男女共同参画に係る身近な問題についてフリートーク形式を取り入れた啓発事業を行っている。

(4) 情報交換・相互の連携の推進

国及び都道府県・指定都市における男女共同参画に関する施策の振興方策に関し、当面する課題の情報交換等を行うために、「全国男女共同参画担当部（課）長連絡会議」を開催した。

また、男女共同参画に関する施策が効果的に推進されるよう、国と地方公共団体相互の協力・連携を推進することを目的として、全国を6地区に分け、「男女共同参画担当行政ブロック会議」を開催している。

(5) ITに対応した男女共同参画社会推進のための体制整備事業の実施

IT革命とも呼ばれる、高度情報通信の急速な発展は、女性の参画の機会を拡大し、男女共同参画社会の推進に大きく貢献する可能性がある一方で、的確に対応できなければ、男女間の情報活用能力の差を生じさせ、さらにそれが他の格差にもつながるおそれがある。この点は、女性2000年会議や平成12年9月の男女共同参画審議会の答申でも指摘されている。

このため、地方公共団体の施設に情報システムの整備を行い、地域の住民に自由にインターネットを使えるよう講習会などを開催して、情報の提供を可能にすることにより、IT社会の実現に資するとともに、男女共同参画社会の一層の推進が図られるよう男女共同参画社会形成推進情報システム整備等交付金を交付した。

2 NGOとの連携の強化

(1) 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）の開催

内閣府（総理府）では、広く各界各層との情報・意見交換やNGO間相互の交流による連携を図ることを目的として、平成8年9月より男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）を開催している。この会議は内閣官房長官が依頼した有識者及び各界を代表する個人から構成され（参考資料6参照）、運営の企画や情報交換の会の開催を行う企画委員会が設置されている。

平成12年度は、全体会合を2回、企画委員会を2回開催するとともに広範な国民各界各層との情報・意見交換を行う会として、企画委員会の主催により「国連特別総会『女性2000年会議』について聞く会」等を計5回開催したほか、参加団体を紹介するためのパンフレットを作成した。

(2) 民間の団体の活動

1975（昭和50）年の国際婦人年以降、女性の団体の活動は多様な分野にわたり活発に行われており、都道府県・市町村段階でも、これらの団体・グループが相互に情報を交換したり、共同で活動を行ったりするための連絡会や協議会が結成されている。

また、都道府県から得られた情報等を基にして、男女共同参画に係る民間団体に関する情

報を内閣府のホームページに提供することとした。

全国的な規模を持つ女性の団体としては、「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」が組織されており、平成12年度末現在49団体により構成されている。同連絡会は、政府、関係機関等に対して男女共同参画に関する諸施策の取組について要望を行うなど、女性の地位向上を目指して積極的な活動を展開しており、12年11月18日には女性2000年NGO日本大会を開催した。

3 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

(1) 男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成12年12月26日、男女共同参画推進本部は、同法の公布・施行日（11年6月23日）を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、同週間において男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事を全国的に実施することとする決定を行った。

(2) 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議の開催

男女共同参画推進本部及び内閣府（総理府）は、平成2年以降毎年、全国会議を開催している。12年度「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」は10月6日に開催され、男女共同参画社会の実現に向けて、基調講演や幅広い分野の専門家によるシンポジウム等を行った。

(3) 男女共同参画ヤングリーダー会議の開催

内閣府（総理府）は、従来の「全国女性問題リーダー会議」に代え、平成10年度から、全国各地から近い将来地域のリーダーとして活躍が期待される男女を招き、男女共同参画に関する施策の説明や意見交換等を行うことにより、各地域の若年層における男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図り、全国各地における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進することを目的に、男女共同参画ヤングリーダー会議を実施している。12年度は、11月16日、17日の2日間にわたり開催した。

(4) 男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰

内閣府（総理府）では、平成9年度から、多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人を内閣官房長官が顕彰し、その功績を称えるとともに、男女共同参画社会づくりに対する国民の一層の関心を高め、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することとしている。12年度は、10月6日に、内閣総理大臣官邸において、内閣官房長官・男女共同参画担当大臣の出席の下に表彰式が執り行われた（第2-12-3表）。

第2-12-3表 平成12年度 男女共同参画社会づくり功労者表彰受賞者名簿

(50音順・敬称略)

氏名	年齢	現職等	都道府県
加藤 郁子	73	岐阜県地域婦人会連合会会長	岐阜県
木内 むめ	76	秋田県国際交流をすすめる婦人の会相談役理事	秋田県
久世 妙子	68	椛山女学園大学教授	愛知県
久保木 道子	66	愛媛県男女共同参画会議会長	愛媛県
時津 涼歌	74	佐賀県地域婦人連絡協議会会長	佐賀県
富岡 恵美子	55	性暴力問題群馬弁護士ネットワーク代表	群馬県
藤枝 滯子	70	大阪府男女協働社会づくり審議会会長	大阪府
松原 敏美	45	弁護士	和歌山県
三浦 夕佳	80	大分県女性団体連絡協議会会長	大分県
南 つぎエ	87	鹿児島県女性団体連絡協議会会長	鹿児島県